ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか
こども家庭庁

障害福祉報酬改定検討チーム	
第68回（R8.11.5）	資料１

計画相談支援及び障害児相談支援に係る報酬・基準について≪論点等≫

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

計画相談支援

○ 対象者（平成27年度からは障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等が対象となった。）

■ 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児（の保護者）
■ 地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者

○ サービス内容

【サービス利用支援】
■ 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成
■ 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成
【継続サービス利用支援】
■ 障害福祉サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）
■ サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

○ 主な人員配置

■ 相談支援専門員
※ 35件に1人を標準

○ 報酬単価（基本報酬）（令和6年4月～）

機能強化型サービス利用支援費	（Ⅰ）	2,014単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費	（Ⅰ）	1,761単位/月
機能強化型サービス利用支援費	（Ⅱ）	1,914単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費	（Ⅱ）	1,661単位/月
機能強化型サービス利用支援費	（Ⅲ）	1,822単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費	（Ⅲ）	1,558単位/月
機能強化型サービス利用支援費	（Ⅳ）	1,672単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費	（Ⅳ）	1,408単位/月
サービス利用支援費	（Ⅰ）	1,572単位/月	継続サービス利用支援費	（Ⅰ）	1,308単位/月
サービス利用支援費	（Ⅱ）	732単位/月	継続サービス利用支援費	（Ⅱ）	606単位/月

注）（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）については、利用者が40未満の部分について算定。（継続）サービス利用支援費（Ⅱ）については、40以上の部分について算定

○ 主な加算（令和6年4月～）

初回加算（300単位）
・計画相談支援対象障害者等に対して、新規にサービス等利用計画を作成した場合等にサービス利用支援費を算定する際、初期の手厚い面接や連絡調整等を評価
・サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始までの期間内に一定の要件を満たす相談支援を提供した場合、当該支援を提供した月数分を更に重ねて評価
※月に1度以上対面で面接等を実施した場合はテレビ電話装置等を活用した面接可。

集中支援加算（①～③各300単位/月、④300単位、⑤150単位/月）
計画策定月及びモニタリング対象月以外に地域生活の以下の業務について評価
①月２回以上の居宅等への訪問による面接　②サービス担当者会議の開催
③関係機関が開催する会議への参加　④病院訪問時に情報提供(月3回上限)
⑤福祉サービス等提供機関への情報提供

居宅介護支援事業所等連携加算（①150単位、②③各300単位/月）
障害福祉サービス等の利用終了に伴い、相談支援の提供を終了する利用者を指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、企業又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐに当たって、支援の利用終了前後に以下の業務を行った場合を評価

①利用者の心身の状況等に関する情報提供　②面接　③会議参加

高い質や専門性を有する相談支援を提供する体制の確保を評価
・主任相談支援専門員配置加算　（（Ⅰ）300単位/月　（Ⅱ）100単位/月）
・行動障害支援体制加算　（（Ⅰ）60単位/月　（Ⅱ）30単位/月）
・要医療児者支援体制加算　（（Ⅰ）60単位/月　（Ⅱ）30単位/月）
・精神障害者支援体制加算　（（Ⅰ）60単位/月　（Ⅱ）30単位/月）
・高次脳機能障害支援体制加算（（Ⅰ）60単位/月　（Ⅱ）30単位/月）
・ピアサポート体制加算（100単位/月）

○ 請求事業所数　11,264（国保連令和 8年 4月実績）

○ 利用者数　290,475（国保連令和 8年 4月実績）

障害児相談支援

○ 対象者

■ 障害児通所支援の申請・変更申請に係るすべての障害児（の保護者）

○ サービス内容

【障害児支援利用援助】
- ■ 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- ■ 通所給付決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成

【継続障害児支援利用援助】
- ■ 障害児通所支援の利用状況等の検証（モニタリング）
- ■ サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨

○ 主な人員配置

■ 相談支援専門員
※ 35件に1人を標準

○ 報酬単価（基本報酬）（令和6年4月～）

機能強化型障害児支援利用援助費	（Ⅰ）	2,201単位/月	機能強化型継続障害児支援利用援助費	（Ⅰ）	1,896単位/月
機能強化型障害児支援利用援助費	（Ⅱ）	2,101単位/月	機能強化型継続障害児支援利用支援費	（Ⅱ）	1,796単位/月
機能強化型障害児支援利用援助費	（Ⅲ）	2,016単位/月	機能強化型継続障害児支援利用援助費	（Ⅲ）	1,699単位/月
機能強化型障害児支援利用援助費	（Ⅳ）	1,866単位/月	機能強化型継続障害児支援利用支援費	（Ⅳ）	1,548単位/月
障害児支援利用支援費	（Ⅰ）	1,766単位/月	継続障害児支援利用援助費	（Ⅰ）	1,448単位/月
障害児支援利用支援費	（Ⅱ）	815単位/月（※）	継続障害児支援利用援助費	（Ⅱ）	662単位/月（※）

（※）取扱い件数が40件未満の場合（Ⅰ）で算定し、40件以上の部分について（Ⅱ）で算定

○ 主な加算（令和6年4月～）

■ 初回加算

→ 新規に障害児支援利用計画を作成する障害児支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助費を行った場合等に加算 500単位

※サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始までの期間内に一定の要件を満たす相談支援を提供した場合、更に加算 100単位

■ 地域体制強化共同支援加算

→ 運営規定において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めている場合、又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している場合に加算 2,000単位

■ 医療・保育・教育等移行支援加算

→ 福祉サービス提供機関の職員等と面談や会議を行い、障害児等に関する必要な情報の提供を受けた上で以下を行った場合に加算

- 指定障害児支援利用援助 200単位
- 指定継続障害児支援利用援助 300単位

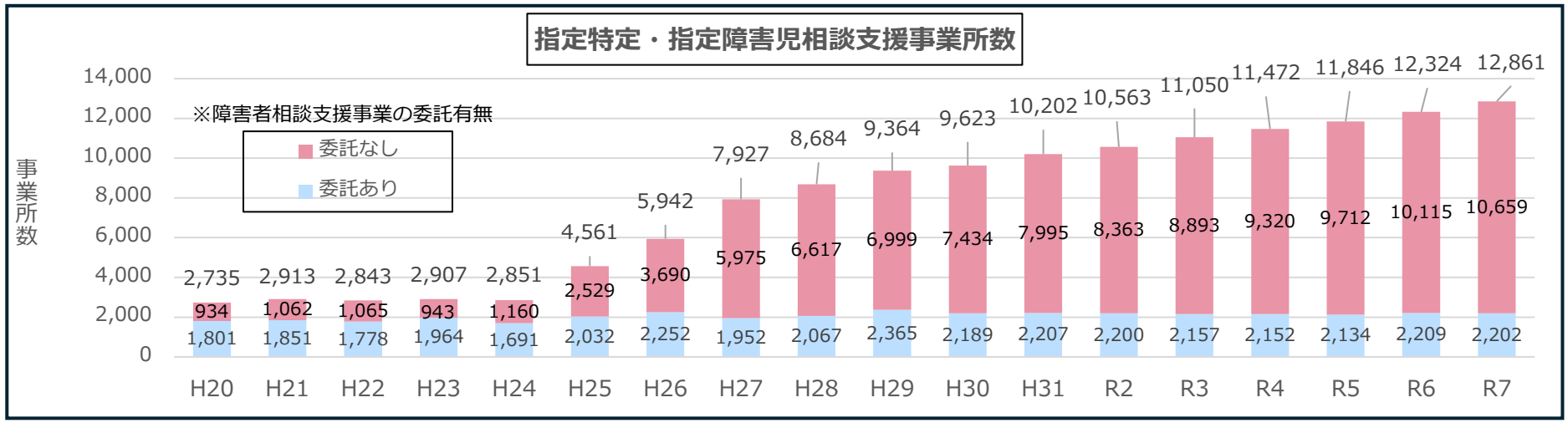
→ 障害児の通院等にあたり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に利用者の生活環境等に係る必要な情報を共有した場合に加算 300単位

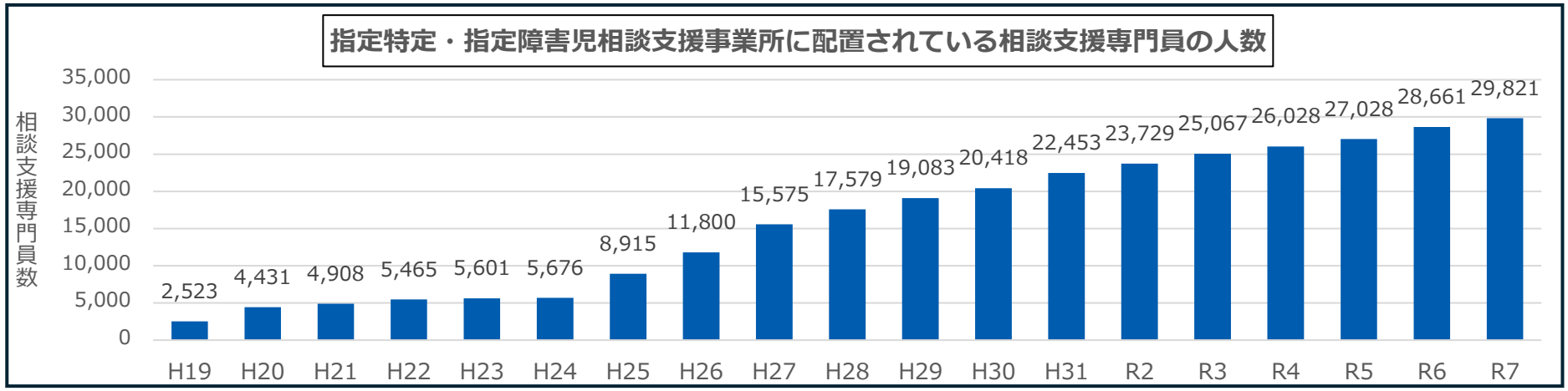
→ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、障害児に関する必要な情報を提供した場合に加算 150単位

○ 請求事業所数 7,654（国保連令和 8年 4月実績）

○ 利用者数 138,796（国保連令和 8年 4月実績）

計画相談支援の現状①　指定特定相談支援事業所等、相談支援専門員について





※平成23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。
※平成23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災３県を除くデータ。
※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。

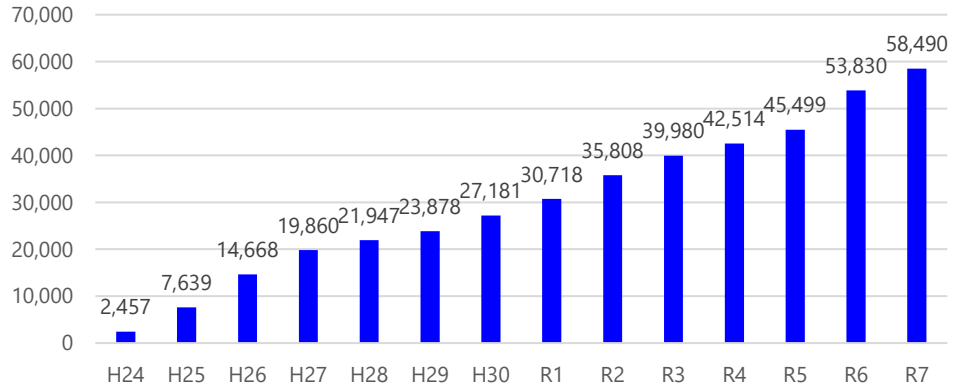
〈過去5年間の研修修了者数〉

	R2	R3	R4	R5	R6	合計
初任者研修	5,055	5,688	5,121	6,125	6,330	28,319
現任研修	2,377	6,281	5,837	6,420	5,497	26,412

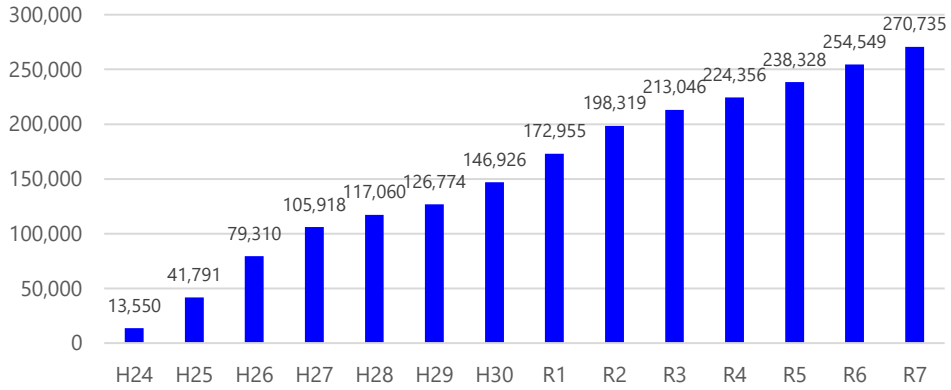
計画相談支援の現状②

【計画相談支援の現状】
〇令和7年度の費用額は約585億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の1.3%を占めている。
〇費用額、利用者数、事業所数について、毎年増加している。
〇1事業所あたりの利用者についても増加している。
（ R7：24.7人　R6：24.2人　R5：23.6人　R4：23.1人　R3：22.8人）

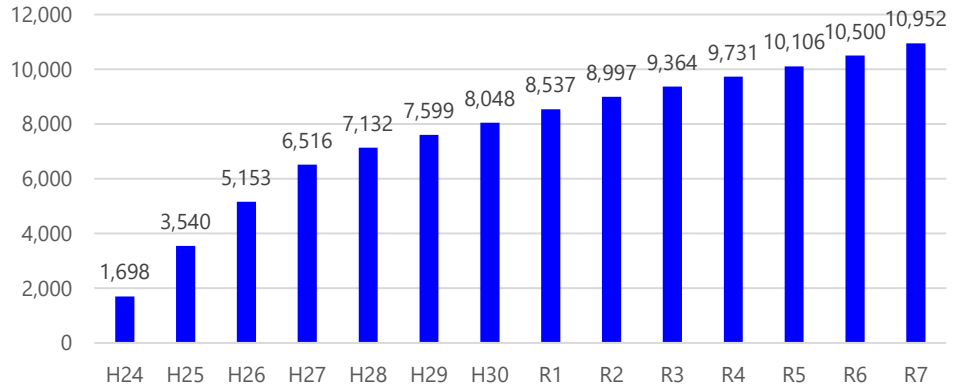
費用額の推移（百万円）



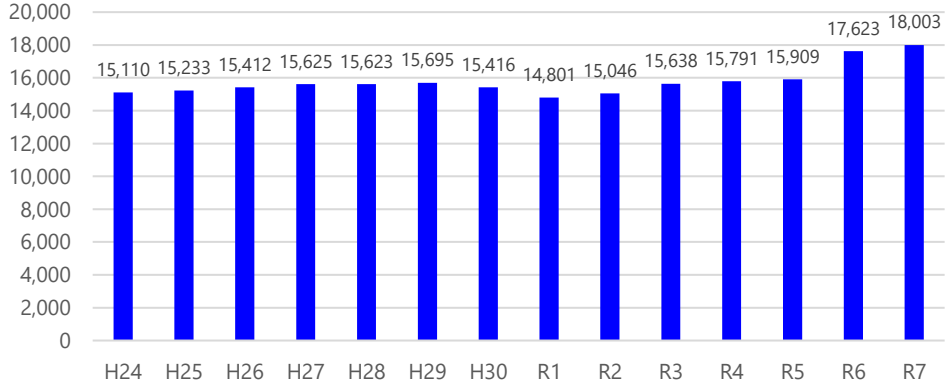
利用者数の推移（一月平均（人））



事業所数の推移（一月平均（か所））



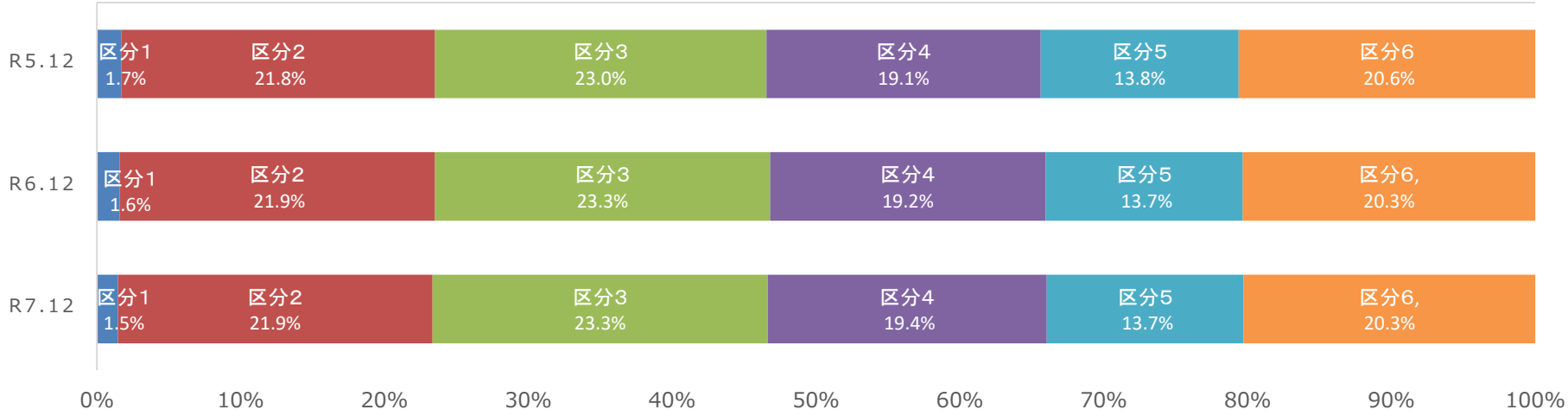
一人あたり費用月額の推移（一月平均（円））



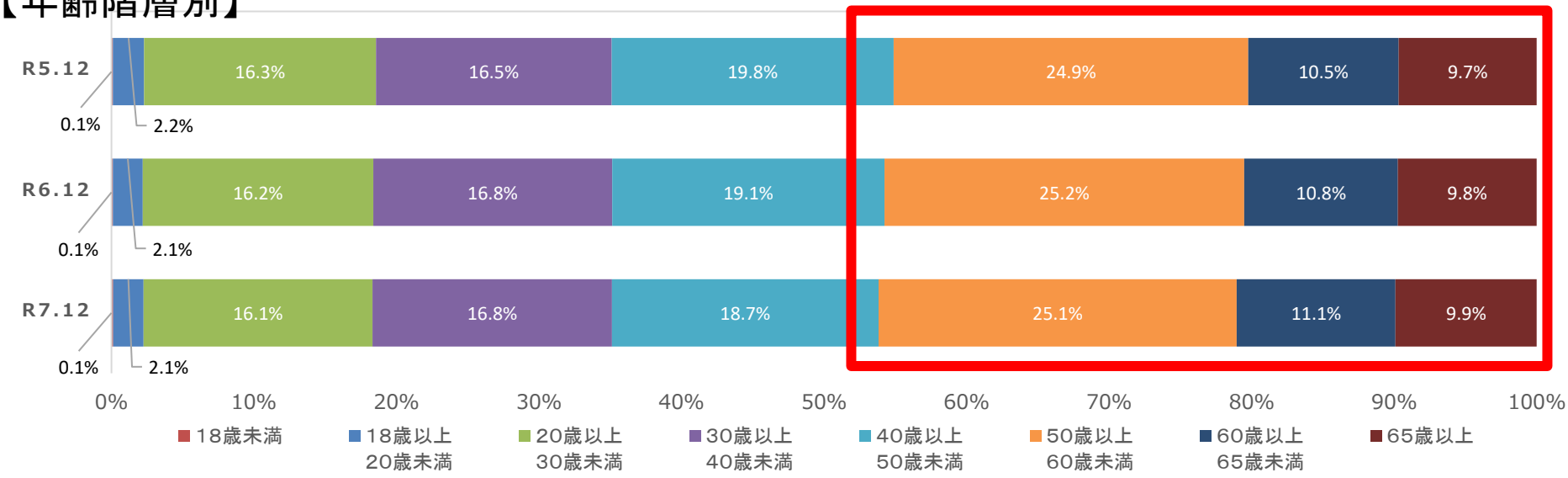
計画相談支援の現状③　利用者の状況等について

〇障害支援区分の割合については、近年大きな変化はない。
〇年齢階層別の割合については、50歳以上の割合が増加傾向にある。

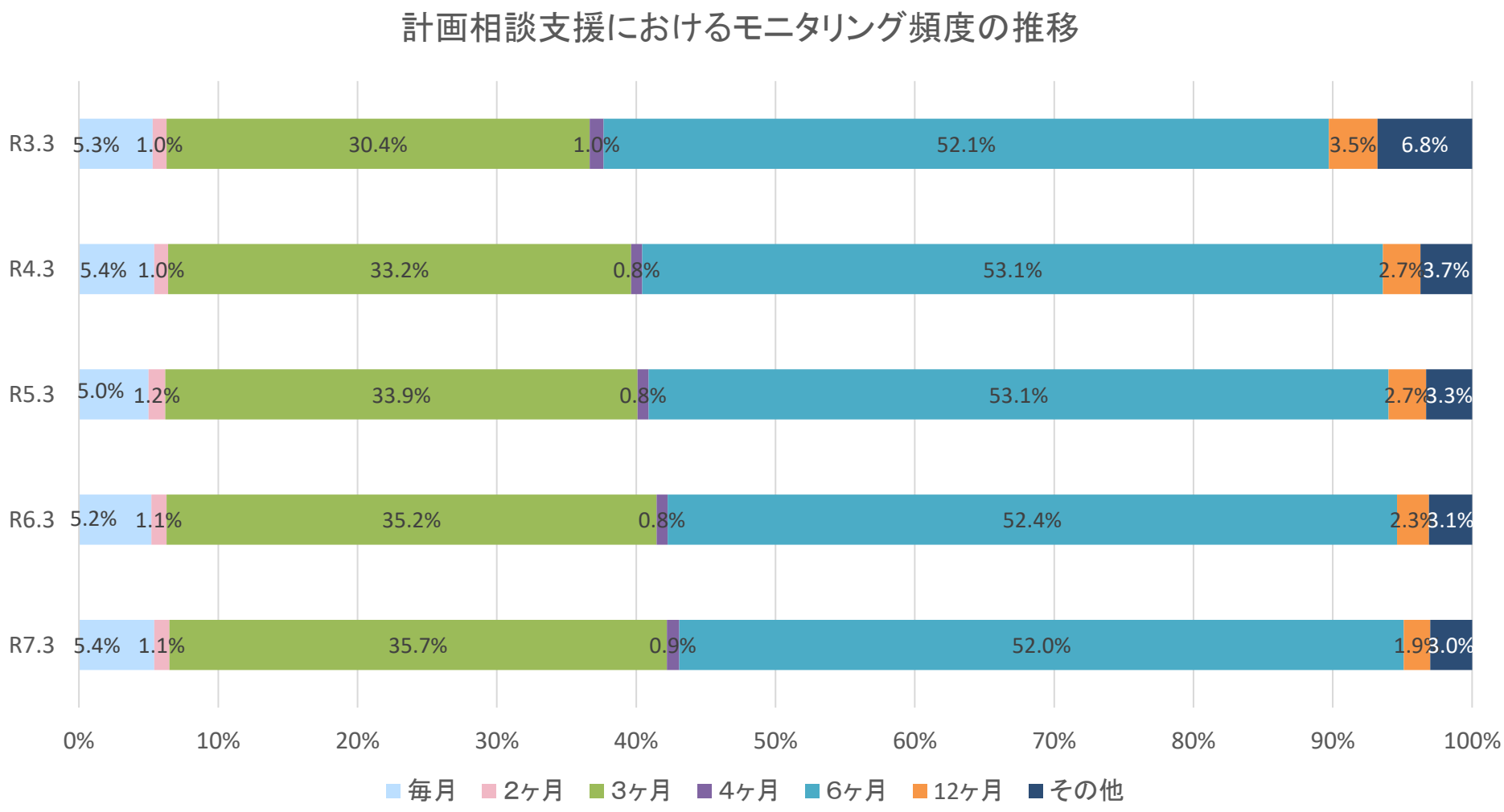
【支援区分別】



【年齢階層別】



計画相談支援の現状④　モニタリング頻度の推移について



※厚生労働省障害福祉課調べ

計画相談支援の加算の算定状況（令和7年12月サービス提供分）①

加算名称	単位数	取得率	費用額
利用者負担上限額管理加算	150単位/回	0.9%	202千円
特別地域加算	所定単位数の15%を加算	29.8%	96,382千円
地域生活支援拠点等機能強化加算（サービス利用支援費）	500単位/月	0.4%	3,451千円
地域生活支援拠点等機能強化加算（継続サービス利用支援費）	500単位/月	0.4%	10,101千円
初回加算	300単位/月	28.7%	19,715千円
初回加算（遠隔訪問加算）	300単位/回	0.0%	24千円
主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）	300単位/月	10.2%	162,411千円
主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）	100単位/月	6.6%	28,971千円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	300単位/月	2.1%	872千円
入院時情報連携加算（Ⅰ）（遠隔訪問加算）	300単位/回	0.0%	0千円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	150単位/月	0.9%	188千円
退院・退所加算	300単位/回	0.8%	440千円
退院・退所加算（遠隔訪問加算）	300単位/回	0.0%	3千円
居宅介護支援事業所等連携加算（訪問）	300単位/月	0.4%	170千円
居宅介護支援事業所等連携加算（訪問）遠隔地訪問加算	300単位/回	0.0%	0千円
居宅介護支援事業所等連携加算（会議参加）	300単位/月	0.5%	199千円
居宅介護支援事業所等連携加算（情報提供）	150単位/月	1.0%	277千円
医療・保育・教育機関等連携加算（面談計画作成月）	200単位/月	4.8%	2,570千円
医療・保育・教育機関等連携加算（面談計画作成月）遠隔地訪問加算	300単位/回	0.0%	18千円
医療・保育・教育機関等連携加算（面談モニタリング月）	300単位/月	8.7%	13,332千円
医療・保育・教育機関等連携加算（面談モニタリング月）遠隔地訪問加算	300単位/回	0.1%	117千円
医療・保育・教育機関等連携加算（通院同行）	300単位/回	8.1%	5,946千円
医療・保育・教育機関等連携加算（通院同行）遠隔地訪問加算	300単位/回	0.0%	27千円
医療・保育・教育機関等連携加算（情報提供）	150単位/回	6.2%	6,206千円

※出典：国保連データ

計画相談支援の加算の算定状況（令和7年12月サービス提供分）②

加算名称	単位数	取得率	費用額
集中支援加算（訪問）	300単位/月	7.4%	5,600千円
集中支援加算（訪問）遠隔地訪問加算	300単位/回	0.0%	12千円
集中支援加算（会議開催）	300単位/月	12.8%	9,202千円
集中支援加算（会議参加）	300単位/月	9.5%	6,395千円
集中支援加算（通院同行）	300単位/回	8.7%	5,168千円
集中支援加算（通院同行）遠隔地訪問加算	300単位/回	0.0%	54千円
集中支援加算（情報提供）	150単位/回	4.4%	2,274千円
サービス担当者会議実施加算	100単位/月	22.2%	18,793千円
サービス提供時モニタリング加算	100単位/月	47.6%	79,418千円
行動障害支援体制加算（Ⅰ）	60単位/月	28.5%	72,525千円
行動障害支援体制加算（Ⅱ）	30単位/月	12.1%	9,778千円
要医療児者支援体制加算（Ⅰ）	60単位/月	18.7%	48,003千円
要医療児者支援体制加算（Ⅱ）	30単位/月	8.5%	8,230千円
精神障害者支援体制加算（Ⅰ）	60単位/月	29.7%	76,517千円
精神障害者支援体制加算（Ⅱ）	30単位/月	13.5%	12,190千円
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）	60単位/月	6.2%	19,415千円
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）	30単位/月	2.4%	2,363千円
ピアサポート体制加算	100単位/月	2.3%	12,931千円
地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回	0.4%	1,179千円
地域体制強化共同支援加算	2,000単位/回	0.1%	1,349千円

※出典：国保連データ

計画相談支援の基本報酬の算定状況（令和7年12月サービス提供分）

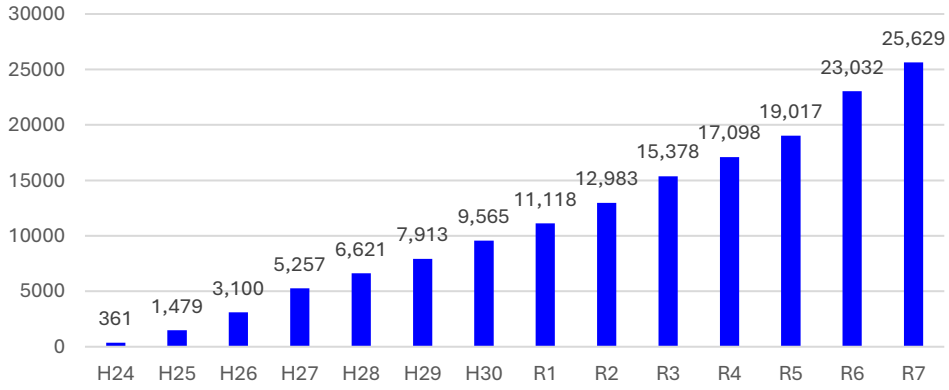
基本部分				4,327,081千円
機能強化型				
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	2,014単位/月	34.3%	329,386千円
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,914単位/月		110,639千円
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,822単位/月		210,737千円
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,672単位/月		44,327千円
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,761単位/月		955,079千円
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1,661単位/月		304,444千円
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	1,558単位/月		559,621千円
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）	1,408単位/月		123,726千円
機能強化型以外				
	サービス利用支援費（Ⅰ）	1,572単位/月	65.7%	463,009千円
	サービス利用支援費（Ⅱ）	732単位/月		1,282千円
	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,308単位/月		1,218,415千円
	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606単位/月		6,416千円

※出典：国保連データ

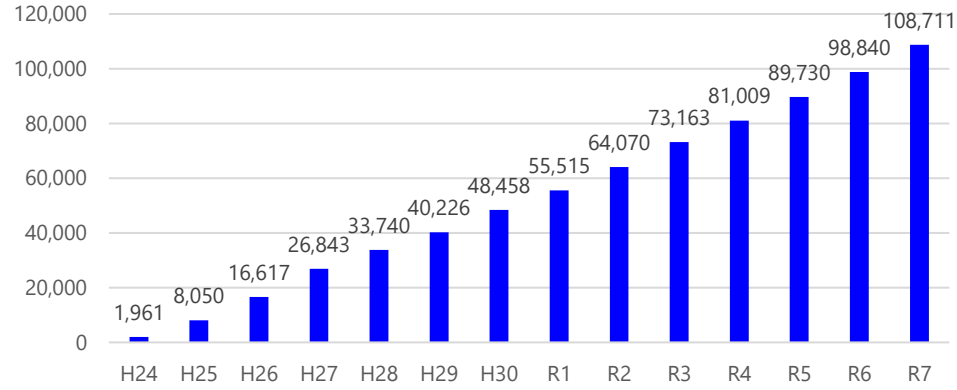
障害児相談支援の現状①

【障害児相談支援の現状】
〇令和7年度の費用額は約257億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約0.6%、障害児支援全体の総費用額の約2.5%を占めている。
〇費用額、利用者数、事業所数について、毎年増加している。
〇1事業所あたりの利用者についても増加している。
（ R7：14.9人　R6：14.3人　R5：13.9人　R4：14.9人　R3：12.9人）

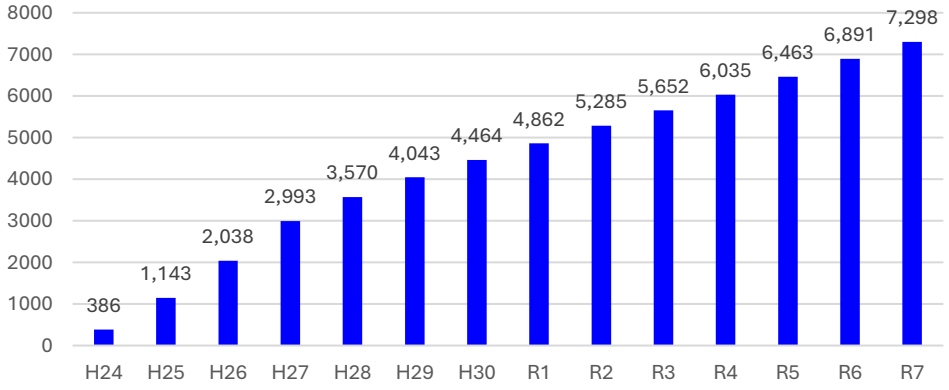
費用額の推移（百万円）



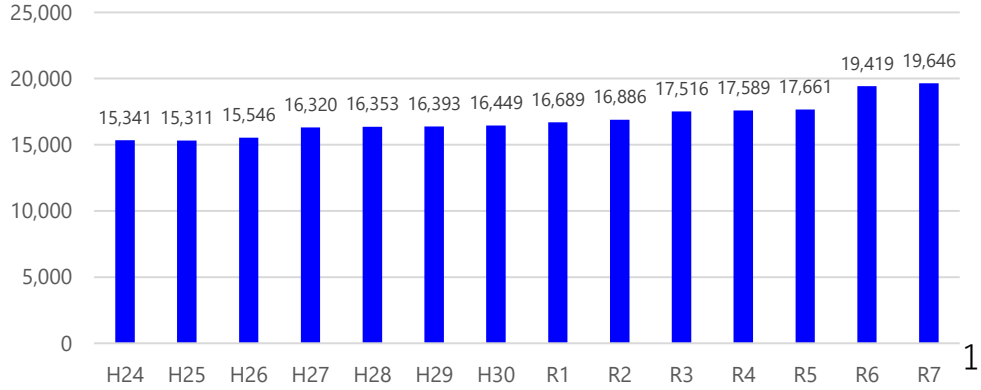
利用者数の推移（一月平均（人））



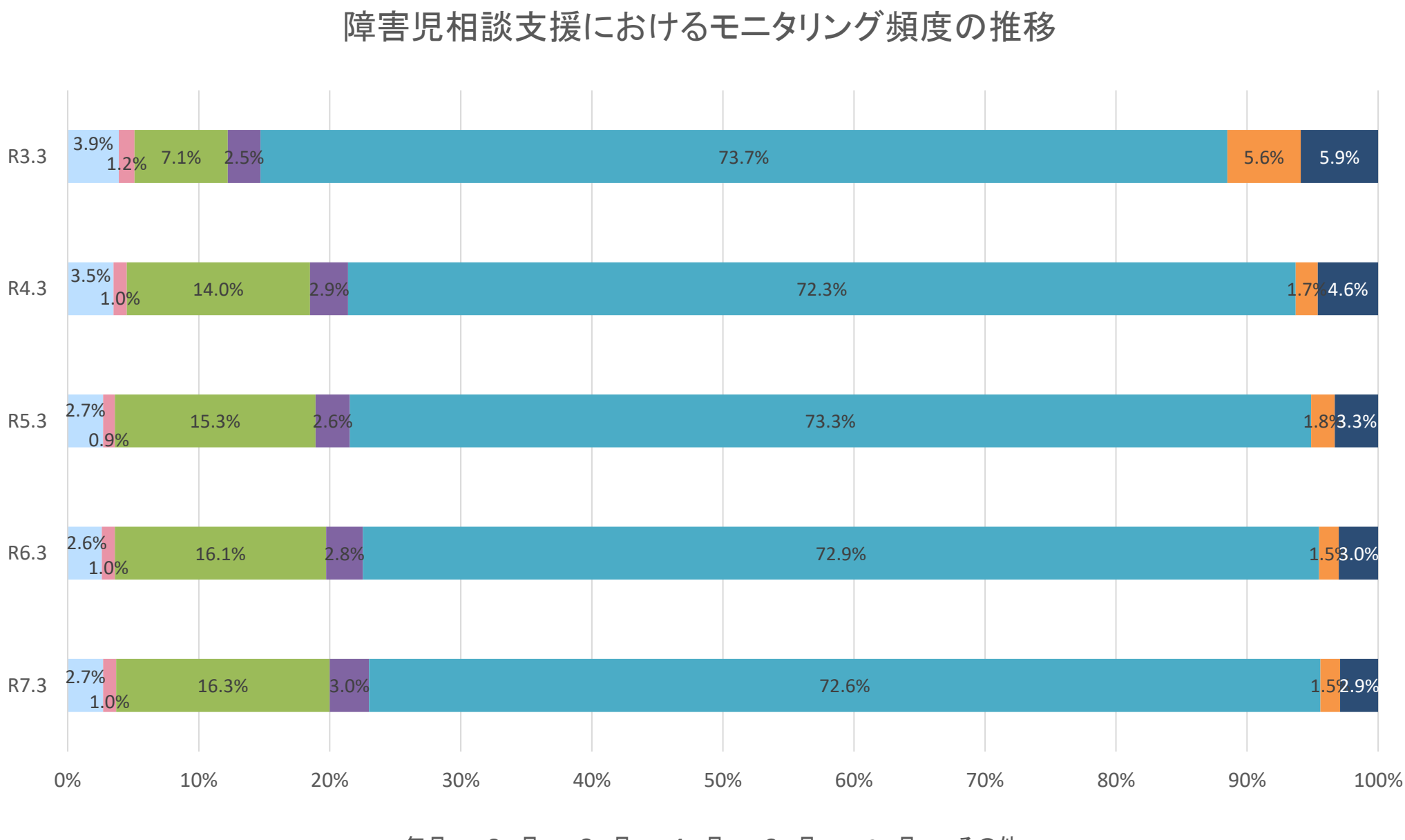
事業所数の推移（一月平均（か所））



一人あたり費用月額の推移（一月平均（円））



障害児相談支援の現状②　モニタリング頻度の推移について



※厚生労働省障害福祉課調べ

障害児相談支援の加算の算定状況（令和7年12月サービス提供分）①

加算名称	単位数	取得率	費用額
利用者負担上限額管理加算	150単位/回	0.9%	425千円
特別地域加算	所定単位数の15%を加算	24.5%	33,633千円
地域生活支援拠点等機能強化加算（障害児支援利用援助費）	500単位/回	0.4%	1,344千円
地域生活支援拠点等機能強化加算（継続障害児支援利用援助費）	500単位/回	0.4%	2,125千円
初回加算	500単位/月	30.8%	24,328千円
初回加算（遠隔訪問加算）	300単位/回	0.0%	0千円
主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）	300単位/月	11.4%	42,989千円
主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）	100単位/月	6.7%	8,997千円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	300単位/月	0.1%	34千円
入院時情報連携加算（Ⅰ）（遠隔訪問加算）	300単位/回	0.0%	0千円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	150単位/月	0.1%	12千円
退院・退所加算	300単位/回	0.0%	0千円
退院・退所加算（遠隔訪問加算）	300単位/回	0.0%	0千円
保育・教育等移行支援加算（訪問）	300単位/月	0.1%	70千円
保育・教育等移行支援加算（訪問）遠隔地訪問加算	300単位/回	0.0%	0千円
保育・教育等移行支援加算（会議参加）	300単位/月	0.3%	162千円
保育・教育等移行支援加算（情報提供）	150単位/月	0.3%	65千円
医療・保育・教育機関等連携加算（面談計画作成月）	200単位/月	7.0%	2,920千円
医療・保育・教育機関等連携加算（面談計画作成月）遠隔地訪問加算	300単位/回	0.0%	0千円
医療・保育・教育機関等連携加算（面談モニタリング月）	300単位/月	9.0%	6,446千円
医療・保育・教育機関等連携加算（面談モニタリング月）遠隔地訪問加算	300単位/回	0.0%	9千円
医療・保育・教育機関等連携加算（通院同行）	300単位/回	1.4%	500千円
医療・保育・教育機関等連携加算（通院同行）遠隔地訪問加算	300単位/回	0.0%	0千円
医療・保育・教育機関等連携加算（情報提供）	150単位/回	3.7%	1,666千円

※出典：国保連データ

障害児相談支援の加算の算定状況（令和7年12月サービス提供分）②

加算名称	単位数	取得率	費用額
集中支援加算（訪問）	300単位/月	2.1%	1,231千円
集中支援加算（訪問）遠隔地訪問加算	300単位/回	0.0%	0千円
集中支援加算（会議開催）	300単位/月	8.1%	3,413千円
集中支援加算（会議参加）	300単位/月	8.0%	3,171千円
集中支援加算（通院同行）	300単位/回	1.9%	623千円
集中支援加算（通院同行）遠隔地訪問加算	300単位/回	0.0%	0千円
集中支援加算（情報提供）	150単位/回	2.8%	750千円
サービス担当者会議実施加算	100単位/月	11.8%	3,662千円
サービス提供時モニタリング加算	100単位/月	39.7%	22,424千円
行動障害支援体制加算（Ⅰ）	60単位/月	31.1%	24,212千円
行動障害支援体制加算（Ⅱ）	30単位/月	15.8%	5,432千円
要医療児者支援体制加算（Ⅰ）	60単位/月	25.8%	22,492千円
要医療児者支援体制加算（Ⅱ）	30単位/月	10.6%	3,110千円
精神障害者支援体制加算（Ⅰ）	60単位/月	27.6%	20,568千円
精神障害者支援体制加算（Ⅱ）	30単位/月	14.7%	4,630千円
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）	60単位/月	5.9%	4,881千円
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）	30単位/月	3.3%	1,152千円
ピアサポート体制加算	100単位/月	2.4%	4,290千円
地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回	0.1%	189千円
地域体制強化共同支援加算	2,000単位/回	0.1%	163千円

※出典：国保連データ

障害児相談支援の基本報酬の算定状況（令和7年12月サービス提供分）

基本部分				1,810,618千円	
	機能強化型				
		機能強化型障害児支援利用支援費（Ⅰ）	2,201単位/月	38.5%	189,476千円
		機能強化型障害児支援利用支援費（Ⅱ）	2,101単位/月		69,803千円
		機能強化型障害児支援利用支援費（Ⅲ）	2,016単位/月		129,396千円
		機能強化型障害児支援利用支援費（Ⅳ）	1,866単位/月		31,640千円
		機能強化型継続障害児支援利用支援費（Ⅰ）	1,896単位/月		269,553千円
		機能強化型継続障害児支援利用支援費（Ⅱ）	1,796単位/月		93,555千円
		機能強化型継続障害児支援利用支援費（Ⅲ）	1,699単位/月		156,843千円
		機能強化型継続障害児支援利用支援費（Ⅳ）	1,548単位/月		46,618千円
	機能強化型以外				
		障害児支援利用支援費（Ⅰ）	1,766単位/月	61.5%	364,806千円
		障害児支援利用支援費（Ⅱ）	815単位/月		436千円
		継続障害児支援利用支援費（Ⅰ）	1,448単位/月		457,572千円
		継続障害児支援利用支援費（Ⅱ）	662単位/月		919千円

※出典：国保連データ

計画相談支援・障害児相談支援に係る論点について

計画相談支援・障害児相談支援に係る論点

論点１　計画相談支援・障害児相談支援の提供体制の強化について

論点２　モニタリングの充実及び機能の強化について

論点３　計画相談支援・障害児相談支援の中立性・公正性の確保について

論点４　指定特定相談支援・指定障害児相談支援の一体的運営の推進について

論点５　アセスメント記録提出の義務化について

論点６　幅広い相談支援ニーズへの対応について

論点７　災害時など多様な支援への対応について

論点８　相談支援専門員の実務経験要件等の見直しについて

【論点1】計画相談支援・障害児相談支援の提供体制の強化について①

現状・課題

○　計画相談支援・障害児相談支援は、障害者等の心身の状況や意向等を踏まえ、必要なサービスの利用を支援するための計画の作成やモニタリングを実施するとともに、生活上の課題に対する相談や情報提供等も行い、身近な地域において多様かつ複合的な相談ニーズを受け止め、必要な支援につなぎながら、障害者等が希望する暮らしの実現に向けた重要な役割を担っている。

○　計画相談支援・障害児相談支援に関する報酬については、令和6年度報酬改定において
- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を促進するため、「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加した上で、機能強化型の基本報酬の引き上げ
- 複数の相談支援事業所の協働による機能強化型基本報酬の対象事業所の追加
- 地域の相談支援事業所に助言指導を行う主任相談支援専門員が配置されている相談支援事業所の更なる評価

など、充実・強化を行ったところ。

○　計画相談支援・障害児相談支援の利用者数、相談支援事業所及び相談支援専門員の数のいずれも増加傾向にあるが、次期障害福祉計画に係る国の基本指針において「相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプラン（身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がない場合にやむを得ず作成されるセルフプランをいう。）の解消に向けた相談支援体制を確保する必要がある。」とされており、引き続き、相談支援体制の強化を図り、相談支援専門員の人材育成や地域課題の解決に向けた対応を進めていく必要がある。

○　また、主任相談支援専門員の配置がある相談支援事業所では、協議会への参加、基幹相談支援センターが実施する研修への参加など地域との連携に取り組んでいる割合が高いほか、作成したサービス等利用計画・障害児支援利用計画において、ヤングケアラーや身寄りのない障害者等への配慮を盛り込んだケース、保育所や幼稚園等を併用しているケースがある割合が高い傾向にあるが、主任相談支援専門員の本来の役割である人材育成や地域づくりの機能が十分発揮できる評価とはなっていないとの指摘がある。

【論点１】計画相談支援・障害児相談支援の提供体制の強化について②

論　点

○　相談支援専門員が５人以上配置されている相談支援事業所において、多様化・複雑化する課題に対応するため、事例検討の定例化や人材育成等といった質の確保に資する取組がより体系的に実施されている傾向がみられることも踏まえ、こうした取組を後押しすることにより、相談支援事業所の持続可能な運営を確保する必要があるのではないか。

○　小規模の相談支援事業所が多い現状を踏まえ、地域における相談支援体制の安定的な確保の観点から、複数の相談支援事業所の協働をどのように促進すべきか。

　また、複数の相談支援事業所が協働して機能強化型の基本報酬を算定するにあたっては、現在、障害者総合支援法に位置づけられている基幹相談支援センターの取組への参画や、地域生活支援拠点等との連携体制の確保等が要件となっているが、市町村が基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等を設置していない場合の経過措置（※）についてどのように考えるか。

（※）・　令和９年３月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置してない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村が認めるものが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること

・　令和９年３月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする

○　人材育成や地域づくりといった、主任相談支援専門員の本来の機能を発揮させるために、どのような方策が必要か。

【論点1】計画相談支援・障害児相談支援の提供体制の強化について③

検討の方向性

（機能強化型の基本報酬区分の見直し）

○　支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、3名以上の常勤・専従の相談支援専門員の配置がある機能強化型の基本報酬の算定要件に「他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を加えることとしてはどうか。「他制度に関する知識」の範囲としては、障害者の支援にあたり併せて知っておいた方が良いもの、例えば、ヤングケアラー、生活困窮者、難病患者等への支援制度に関する知識が考えられるのではないか。
　また、人材育成等の取組がより体系的に行われる傾向にあった相談支援専門員を5人以上配置している相談支援事業所を更に評価してはどうか。

（複数の相談支援事業所等の協働による体制整備の促進）

○　複数の相談支援事業所の協働による体制整備を更に促進するため、機能強化型基本報酬の最上位区分を算定している事業所が中心となって小規模事業所との協働体制を整備し、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会の開催を実施する場合、その事務負担を評価してはどうか。

○　また、複数の相談支援事業所等の協働による体制整備により、機能強化型の基本報酬を算定する場合の経過措置については基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等が十分に整備できていないことから、更に3年間の延長を検討してはどうか。

（主任相談支援専門員が人材育成や地域づくり等の機能を果たすための評価の見直し）

○　主任相談支援専門員が人材育成や地域づくりの機能を積極的に発揮できる環境を整えるため、これまでの体制整備に係る加算（主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）及び（Ⅱ））に加え、以下のとおり、支援が困難な事例へ対応するため、複数の相談支援専門員による訪問体制を整えた場合などを評価してはどうか。

・　主任相談支援専門員が事業所内外の相談支援専門員に週1回以上同行して、相談技法などについて専門的な助言・指導を実施した場合
・　基幹相談支援センターと連携して、日常的な支援方針等を検討する場又は研修会を開催した場合

（参考）相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実 （算定要件の見直しと単位数の引きげ）

● 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費　※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1　継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
※2　複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

● 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	（新）300単位（中核的な役割を担う相談支援事業所の場合） 100単位（上記以外）

● 地域体制強化共同支援加算（支援困難事例等の課題の協議会への報告）
算定対象事業所を追加（※2と同じ）

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

● 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議
・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



通院同行
・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施



情報提供
・関係機関に対して文書により情報提供を実施



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	（新）通院同行	－	300単位
	（新）情報提供	－	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	（新）通院同行	－	300単位
	（新）情報提供	－	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

● 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算 行動障害支援体制加算 精神障害者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
（新）高次脳機能障害支援体制加算	―	

● 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

● 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
● 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
● 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
● 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

（参考）機能強化型基本報酬の算定要件

○ 令和６年度報酬改定においては、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）について、算定要件を追加した上で、報酬を引き上げ。

【経過措置】改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた場合、令和７年３月３１日までの間は(3)-⑤、(3)-⑥の要件を満たしているものとみなす。

機能強化型基本報酬算定要件	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を４名以上配置し、その内１名が現任研修修了者であること。 ※1	○	－	－	－
(1)-② 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を３名以上配置し、その内１名が現任研修修了者であること。	－	○	－	－
(1)-③ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を２名以上配置し、その内１名が現任研修修了者であること。	－	－	○	－
(1)-④ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を２名以上配置し、その内１名が常勤かつ現任研修修了者であること。	－	－	－	○
(2) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	－	－
(3)-① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。	○	○	○	○
(3)-② 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者（※１）の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(3)-③ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(3)-④ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること ★ この規定は変更せず	○	○	○	○
(3)-⑤ (自立支援)協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること ★	○	○	○	－
(3)-⑥ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること ★ （※２）	○	○	○	－
(4) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が４０件未満であること（※３）	○	○	○	○

○相談支援専門員については、同一敷地内にある指定一般相談支援、指定障害児相談支援、指定自立生活援助の各業務を兼務した場合でも常勤専従とみなす。
○機能強化型Ⅰ～Ⅲにおける常勤専従者の内１名（現任研修修了者１名を除く）は、業務に支障がない場合については同一敷地内における他事業の兼務を可とする。
○現任研修修了者とある箇所については、主任相談支援専門員であっても可である（質の向上の観点からは主任相談支援専門員であることが期待される）。

※１ (1)-①②③④及び(3)-②における現任研修修了要件については、特別地域に所在する事業所について、都道府県と連携して市町村が認めた場合、事業所外の主任相談支援専門員等による助言・指導の体制を確保することによって要件を満たしていることとできる。
※２ (3)-⑥の要件について、令和９年３月31日迄の間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等（市町村障害者相談支援事業の受託事業所等）が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していることとする。
※３ 相談支援員は0.5人と換算して員数に繰り入れて計算することができる。
★基幹相談支援センターが(3)-④、(3)-⑤、(3)-⑥の取組のいずれかについて一体的に実施している場合には、その取組をもって該当する要件を満たしていることも可。

（参考）質の高い支援の実施を評価する加算の拡充

加算名		内　　容		単位数
初回加算		新規に計画作成を行った場合 ［以下の場合はさらに重ねて３回分を限度に算定可能］ サービス等利用計画案交付まで３ヶ月以上を要した場合であって、契約日から３ヶ月を超えた日以降、月２回以上訪問による面接（**月１回訪問した場合、残り１回はオンライン可**）を行った場合		(計画)300単位／月 (児)500単位／月 ※最大４回まで算定可
入院時情報連携加算	☆	利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合	（Ⅰ）入院先の病院等を訪問	300単位／月
			（Ⅱ）文書等（Ⅰ）以外	200単位／月
退院・退所加算		利用者の退院・退所時に退所施設等から情報収集を行い計画作成した場合		300単位／回
医療・保育・教育機関等連携加算		障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関（**連携先に訪問看護を追加**）と連携を行い、計画作成**又はモニタリング**を行った場合	①障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関との面談・会議（※１）	300単位／月 200単位／月
			②通院同行（※２）	300単位／回
			③文書等による情報提供（※３）	150単位／月
サービス担当者会議実施加算		モニタリング時にサービス担当者会議を開催し、計画変更等の検討をした場合		100単位／月
サービス提供時モニタリング加算	☆	利用者が利用するサービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を確認し記録した場合		100単位／月
集中支援加算	★	基本報酬算定月以外に、①～⑤の支援を提供した場合。	①月２回以上の訪問による面接 （**月１回訪問した場合、残り１回はオンライン可**）	300単位／月
			②サービス担当者会議の主催	300単位／月
			③他機関の主催する利用者の支援に係る会議に参加	300単位／月
			④通院同行（※２）	300単位／回
			⑤文書等による情報提供（※３）	150単位／月
居宅介護支援事業所等連携加算 【計画相談支援】	☆	利用者の介護保険への移行、進学、企業への就職等により障害福祉サービス等の利用を終了するのに伴って計画相談支援・障害児相談支援の利用を終了する前後のつなぎの支援（※４）	①文書による情報提供	150単位／月
			②月２回以上の訪問による面接 （**月１回訪問した場合、残り１回はオンライン可**）	300単位／月
保育・教育等移行支援加算 【障害児相談支援】	☆		③~~つなぎ~~先機関の主催する利用者の支援に係る会議に参加	300単位／月

※２　通院同行は、月３回を限度算定できるが、同一の病院等については月１回を限度とする。
※３　①病院等・訪問看護事業所へ情報提供を行った場合、②その他（①以外）の福祉サービス提供機関等に情報提供を行った場合、それぞれについて月１回算定可。
※４　サービス利用終了前２回、サービス利用終了後６月以内を限度として、①～③についてそれぞれ月１回を限度に算定可。

（参考）複数事業所の協働による機能強化型基本報酬に係る事業所体制の確保

障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできるなど公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築することを目的とし、複数の相談支援事業所が協働で機能を強化した事業所の体制確保することを可能とする。



【協働が可能な事業所の要件】

以下①②のいずれも満たす任意の相談支援事業所間で協働可。

① 以下1. 2.のいずれかを満たす事業所間で（※）
　1. 同一地域の地域生活支援拠点等を構成する事業所
新 2. 同一地域の(自立支援)協議会に構成員として定期的に参画している事業所
　（ただし、地域生活支援拠点との連携体制の確保は必要。
　令和９年３月末までは地域生活支援拠点等が整備されていない場合の経過措置有）

② 全ての事業所が常勤専従の相談支援専門員を１名以上配置

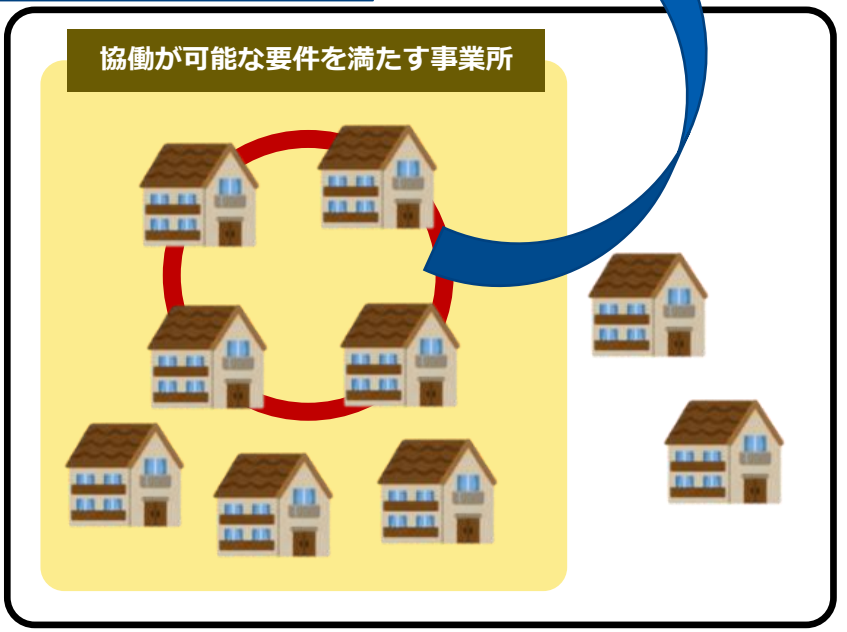
（※）離島等の特別地域に所在する事業所については、都道府県と連携して市町村が認めた場合、同一地域の範囲を越えることが可能。

【体制を協働により確保可能なこと】 ※機能強化型基本報酬の算定に際し

① 人員体制の確保
② ２４時間の連絡体制の確保

【協働する事業所間で実施しなければならないこと】

① 協定の締結
② 協働体制（協定の内容）が維持できているかどうかの確認（月１回）
③ 全職員の参加するケース共有会議、事例検討会の開催（月２回以上）



〈日本相談支援専門員協会(NSK)による作成資料等〉
○NSK版モデル協定書
https://nsk2009.org/?p=604
○相談支援事業の複数事業による協働モデル
https://nsk2009.org/?p=968
○複数事業所の協働による運営(機能強化型)の効果検証
https://nsk2009.org/?p=1244

（参考）指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月27日厚生労働省告示第180号）
（機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定する場合）

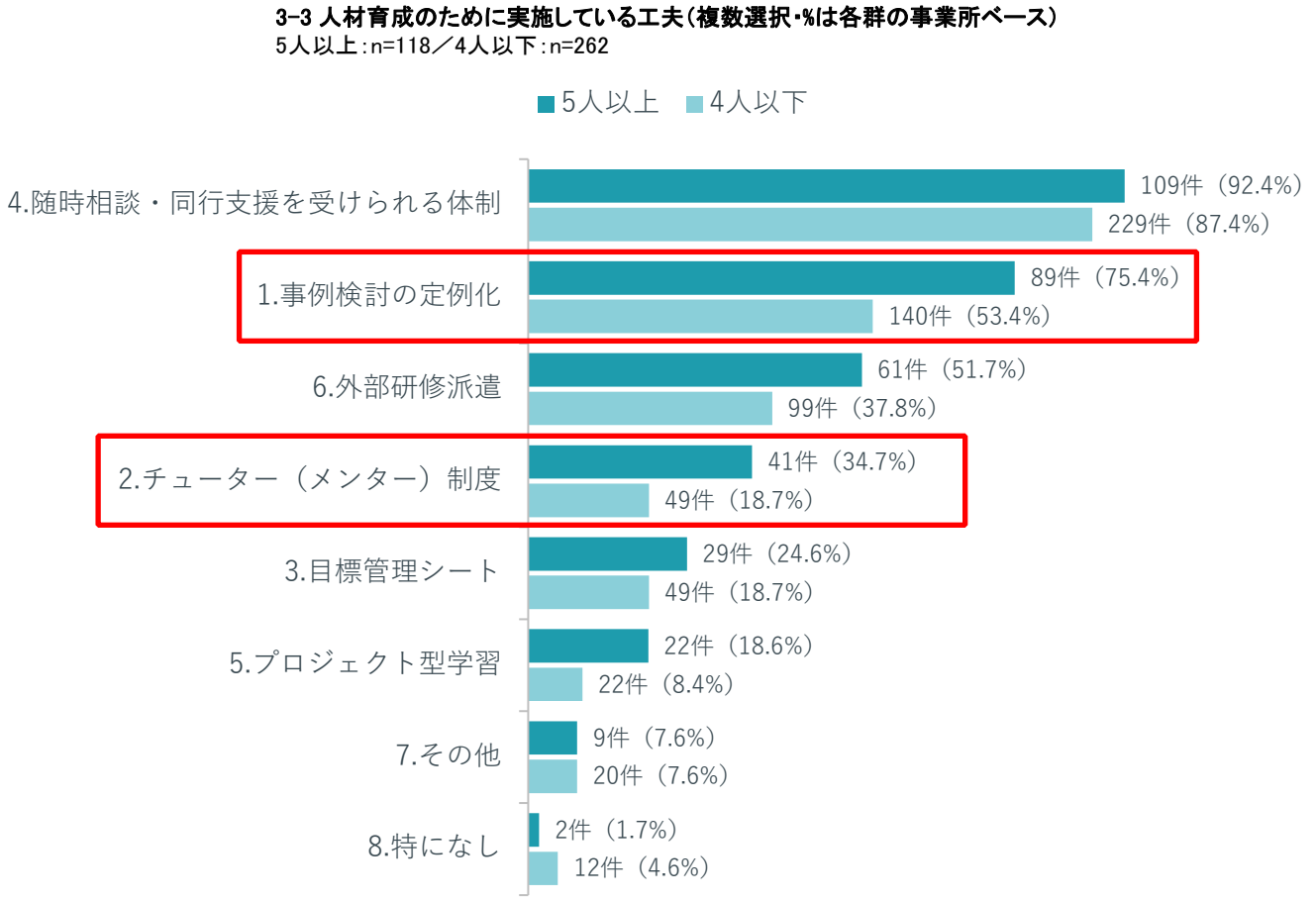
（1）他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれかも適合すること

（一）利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。
（二）24時間体制を確保しつつ、かつ、必要に応じて利用者等相談に対する体制を確保していること。
（三）指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員（指定基準第3条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること
（四）基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下、同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること
（五）基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること
（六）法第89条の3第1項に規定する協議会（以下、「協議会」という。）に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
（七）基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。ただし、令和9年3月31日までの間においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村が認めるものが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
（八）運営規定（指定基準第19条に規定する運営規程をいう。以下、同じ）において、市町村により地域生活支援拠点等（法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下、同じ）として位置付けられていることを定めていること又は同条第3条第1号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和9年3月31日までの間においては、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。
（九）当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任者研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援（障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第1条11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）。指定地域相談支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下、同じ）その他これに類する職務に従事するものとすることができる。
（十）当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。
（十一）当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数（算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数をいう。（2）において同じ。）が40件未満であること。

（参考）事業所規模と人材育成環境との相関性（主任相談支援専門員を配置している場合）

- 相談支援専門員を５人以上配置している事業所は、人材育成の工夫として挙げられたほとんどの項目において、相談支援専門員が４人以下の事業所に比べて多くの事業所が取り組んでおり、特に、「１．事例検討の定例化」（75.4%）や、「２．チューター（メンター）制度」（34.7%）においては、相談支援専門員が４人以下の事業所よりも、相談支援専門員を５人以上配置している事業所の方が取り組んでいる事業所割合が高く、相談支援専門員を５人以上配置している事業所の方が事例検討の定例化や人材育成等といった質の確保に資する取組がより体系的に実施されている傾向がみられる。

相談支援専門員を５人以上配置している事業所の人材育成の工夫

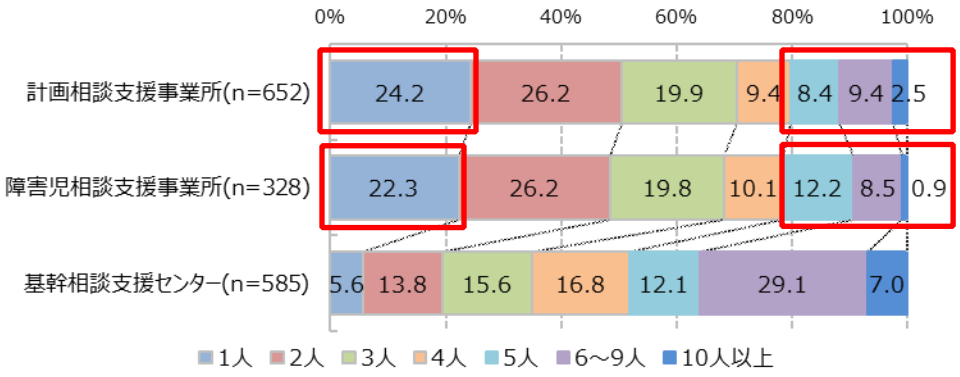


出典：相談支援専門員等・サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者の適切な育成及び質の向上に向けた養成研修のあり方に関する調査研究（令和８年度障害者総合福祉推進事業）

（参考）相談支援事業所の人材不足の状況

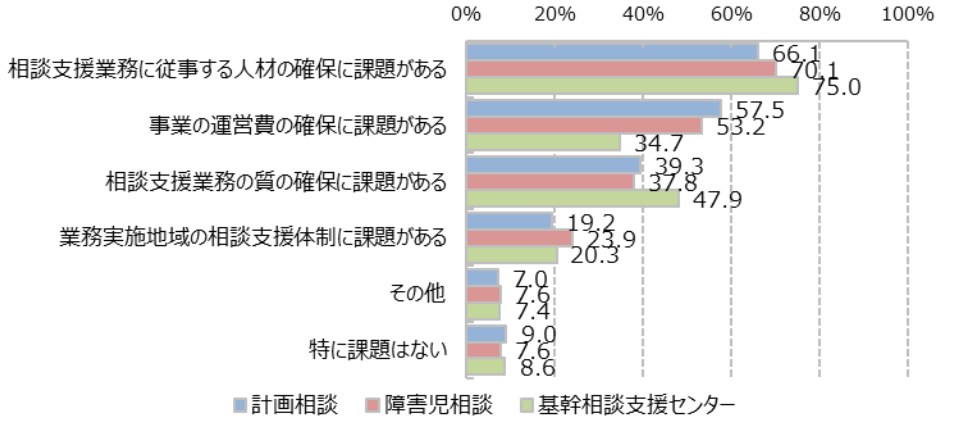
○ 所属している職員の人数が1人の事業所は、計画相談では24.2%、障害児相談では22.3%であった。
○ 一方、所属している職員の人数が５人以上の事業所も計画相談では20.3%、障害児相談では21.6%ある。
○ 人材の充足状況について、「不足はしていないが余裕はない」が計画相談の50.1%、障害児相談の49.2%、基幹相談支援センターの44.7%、不足している事業所（やや不足＋とても不足の計）は、計画相談の33.1%、障害児相談の36.3%、基幹相談支援センターの41.6%であった。
○ 相談支援業務の実施に関する課題として、「相談支援業務に従事する人材の確保」が計画相談の66.1%、障害児相談の70.1%、基幹相談支援センターの75.0%であげられた。

事業所に所属している人数

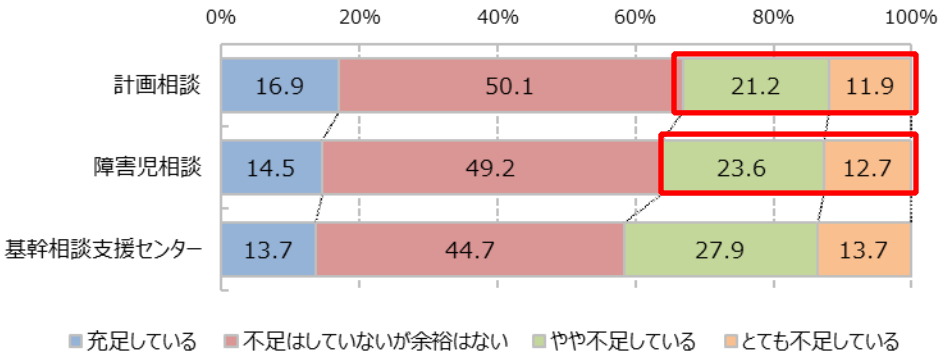


※主任相談支援専門員、相談支援専門員、相談支援員、その他職員の実人数の合計人数を集計。無効回答は除く

相談支援業務の実施に関する課題（複数回答）



貴事業所における相談支援人材の充足状況（単一回答）



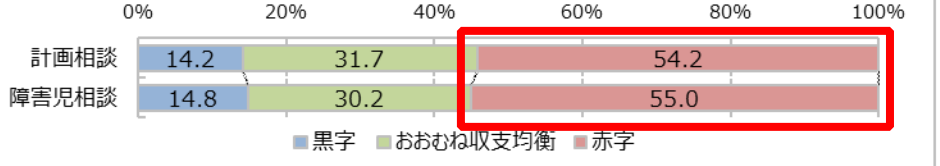
「相談支援業務に従事する人材の確保に課題がある」の具体的な内容の例（自由回答の内容）

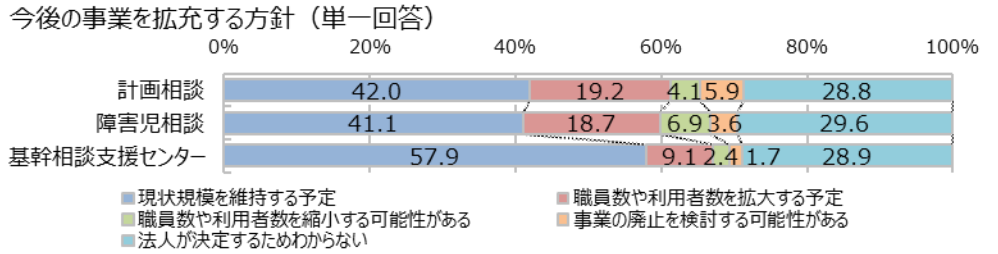
計画相談・障害児相談	• 求人を出しても反応がない。事業所内でも相談支援業務は大変というイメージがあり、興味を持っている職員がいない。 • 法人全体で人材配置を考えると現場優先となる。現場と給与格差がないため求人をだしても成り手がいない • 求められる支援内容に対して報酬が低すぎるため人材確保が難しい。 • 相談支援専門員を希望する職員がいるが、経験年数が足りていない。 • 初任者研修の実務経験要件として、学校教育関係の経歴の認められる範囲が狭く、受講のハードルが高い。 • 現在、相談支援に従事するものは一人のみとなっており、後に継げる職員がいない。
基幹相談支援センター	• 求人への申し込みがない。法人内での異動希望者がいない。 • 基幹センターについて業務の困難さがイメージ化されており抵抗感を感じる方が多いため人材が集まらない。 • 専門性と責任を求められる一方、業務量や待遇面の課題から人材の確保、定着が難しい。 • 新卒、中途採用等の新人職員にとって、相談・支援内容（例：多職種・他機関との協働、アウトリーチ支援等）がハードに感じられ、定着しにくい。 • 委託契約のため安定した人材確保が難しい。 • 共同事業体という形で運営されており、多方面の分野の対応ができているというメリットは感じるが、各法人から人材を確保することが困難なこともしばしばある。 • 人材の高齢化や流出も課題である。

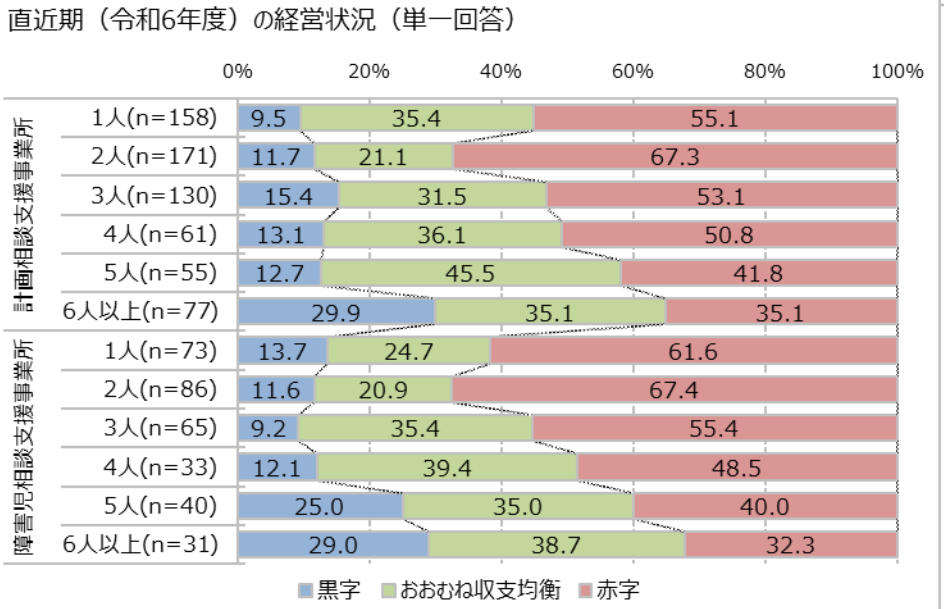
出典：障害福祉分野における相談支援の実態等に関する調査研究報告書（令和7年度障害者総合福祉推進事業）

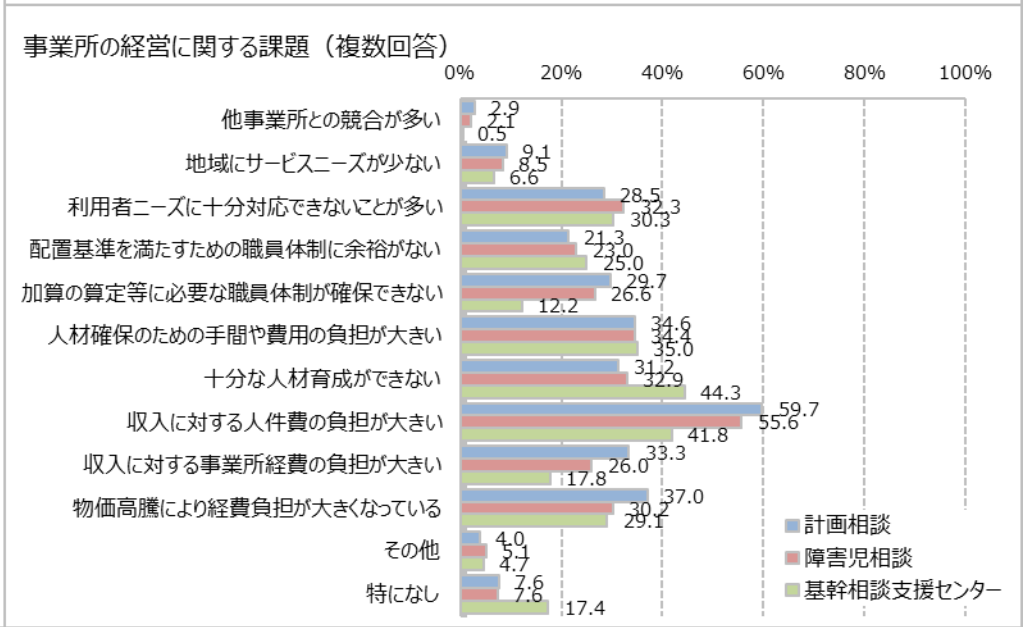
（参考）相談支援事業所の経営状況について

○　直近期（令和6年度）の経営状況は、「赤字」が計画相談では54.2%、障害児相談では55.0%であった。
　所属人数別にみると、「赤字」の割合が最も高いのは所属人数が2人の事業所であり、最も低いのは6人以上の事業所であった。所属人数が小さい事業所ほど経営状況が赤字である傾向がみられる。
○　今後の事業の拡充方針として、「現状規模を維持」が計画相談では42.0%、障害児相談では41.1%、基幹相談支援センターでは57.9%であった。
○　経営の課題としては、「収入に対する人件費の負担が大きい」、「人材確保のための手間や費用の負担が大きい」「十分な人材育成ができない」「物価高騰により経費負担が大きくなっている」等であった。







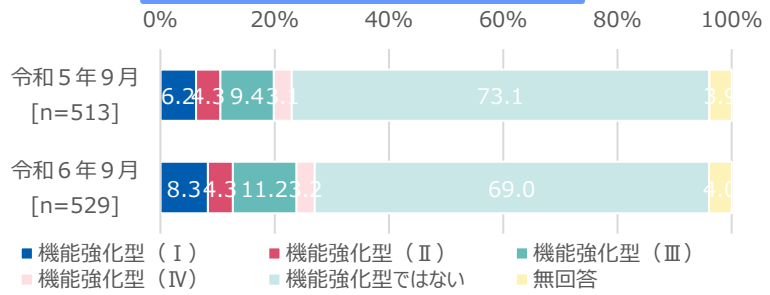


出典：障害福祉分野における相談支援の実態等に関する調査研究報告書（令和7年度障害者総合福祉推進事業）

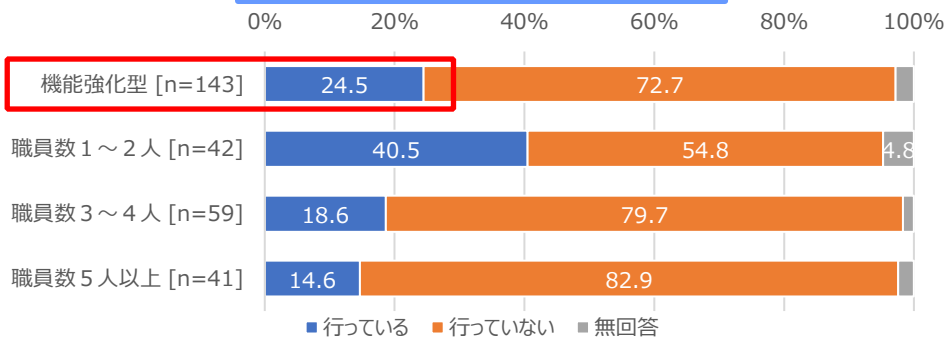
（参考）複数事業所が協働し体制を確保する場合の効果等

○基本報酬の届出状況は、令和６年９月では、「機能強化型（Ⅰ）」が8.3%、「機能強化型（Ⅱ）」が4.3%、「機能強化型（Ⅲ）」が11.2%、「機能強化型ではない」が69.0%となっている。令和５年９月の状況と比較すると、機能強化型の割合が上昇している。機能強化型の届出をしていない事業所にその理由を聞くと、「機能強化型の要件を満たすことが難しいから」という事業所が多くなっている。
○機能強化型サービス利用支援費の算定に関し、複数事業所の協働による体制の確保については、「行っている」が24.5%となっている。協働運営を行っている事業所で効果のあったこととしては、「困ったケースについての相談や支援方針の検討等がしやすくなった」「基本報酬のアップ等により収入が増加した」「計画作成に関する職員の技術・ノウハウ等が向上した」等をあげる事業所が多くなっている。
○協働運営を行っている事業所に、協働体制を構成する事業所数（自事業所を含む）を聞いたところ、平均で 3.7 事業所となっている。

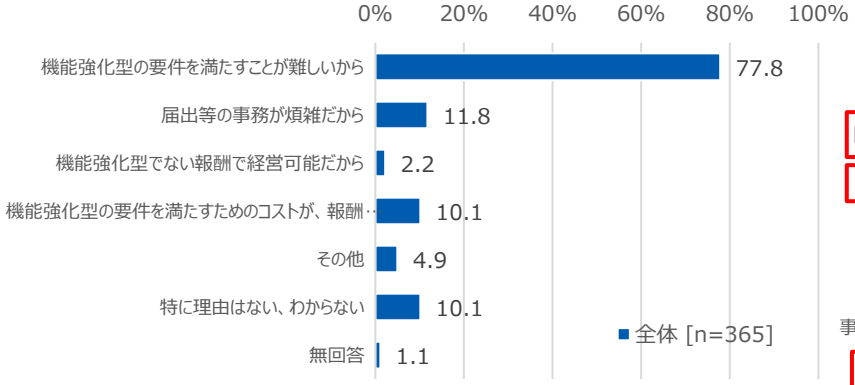
基本報酬の届出状況



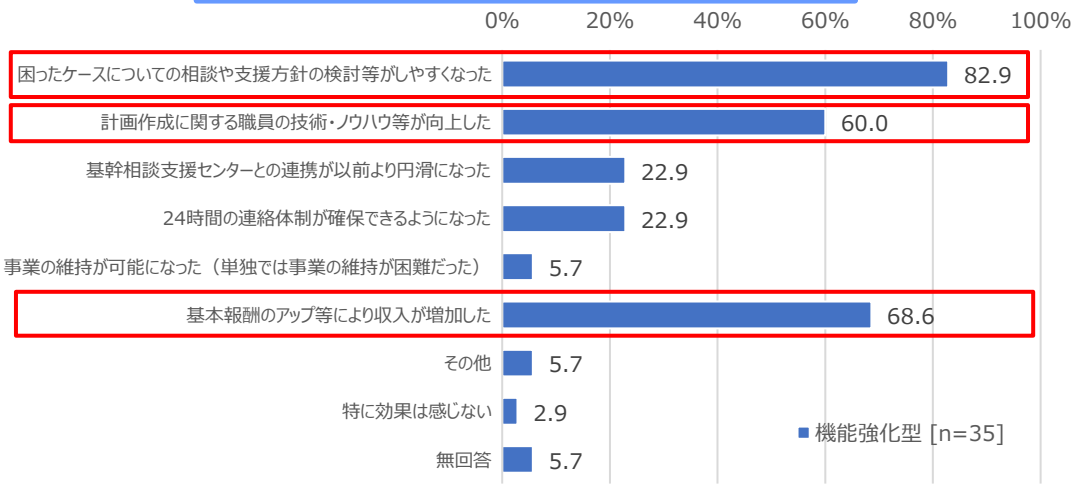
複数事業所の協働による体制の確保



機能強化型の届出をしていない理由



協働運営を行っている事業所で効果のあったこと



協働体制を構成する事業所数

（単位：事業所）	機能強化型［n=29］
協働体制を構成する事業所数	3.7

出典：計画相談支援及び障害児相談支援の業務及び報酬算定に係る実態調査（令和６年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査）

（参考）主任相談支援専門員

○　地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者

○　具体的には地域づくり、人材育成、困難事例への対応などの地域の中核的な役割を果たすことができる者を養成する観点から、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの二の規定に基づく相談支援従事者現任研修の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等又は地域生活支援事業に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年以上である者。

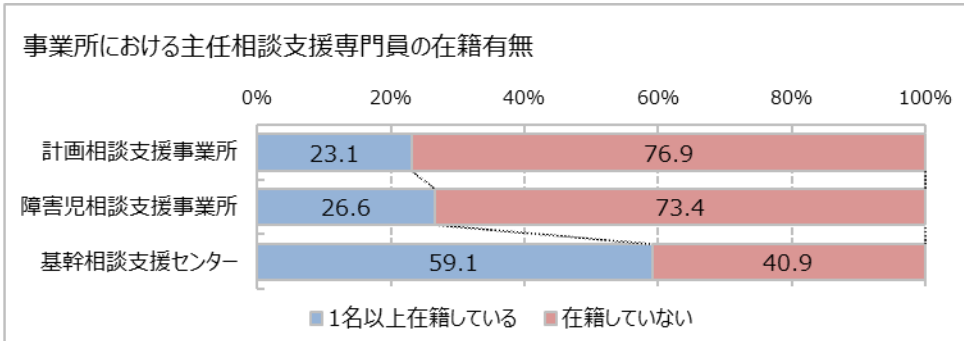
※相談支援従事者主任研修事業の実施について（平成三一・三・二七）

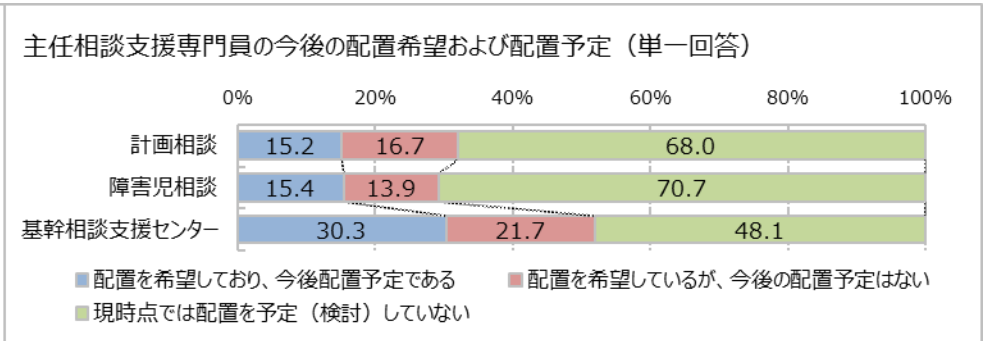
【主任相談支援専門員研修標準カリキュラム】

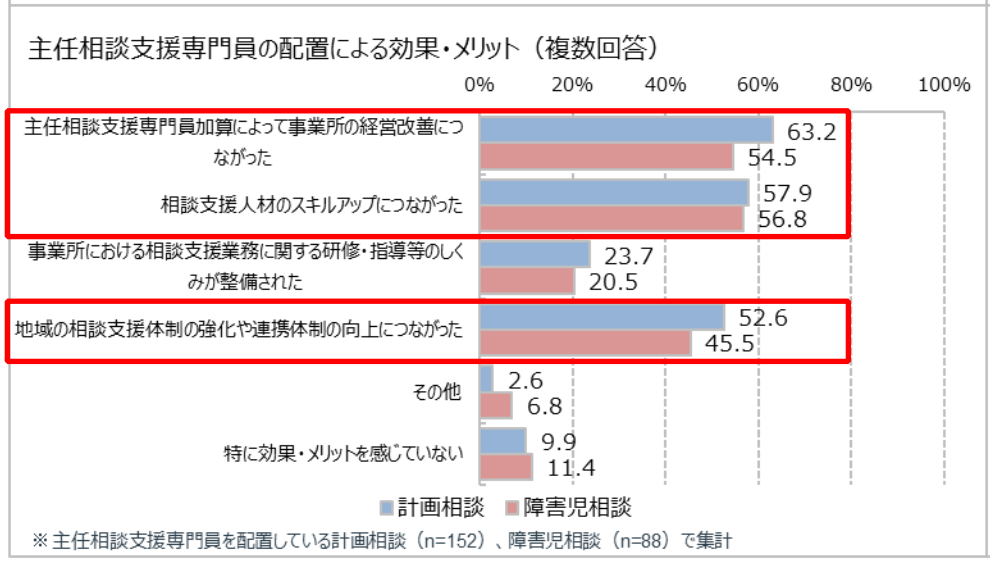
項目	内容	時間数
障害福祉の動向と主任相談支援専門員研修修了者の役割と視点に関する講義	•障害福祉及びその他の制度の最新情報 •基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の役割 •指定特定相談支援事業所における主任相談支援専門員の役割	3h （講義）
運営管理に関する講義	•権利擁護（虐待防止） •事業所の適正な運営およびリスクマネジメント	3h （講義）
相談支援従事者の人材育成に関する講義・演習	•指導助言の方法の理解と獲得（各種スーパーバイズ・コーチング） •（基幹相談支援センター及び特定相談支援事業所内等での）研修の企画運営（事例検討の実施方法等）	2h （講義） 11h （演習）
地域援助技術に関する講義・演習	・他職種連携　・ネットワークづくり　・地域アセスメント　・資源開発 ・地域への働きかけ　・地域づくりのための（自立支援）協議会運営 ・地域支援体制整備（例：地域移行体制整備、地域生活支援拠点等整備）	3h （講義） 8h （演習）
合計		30h

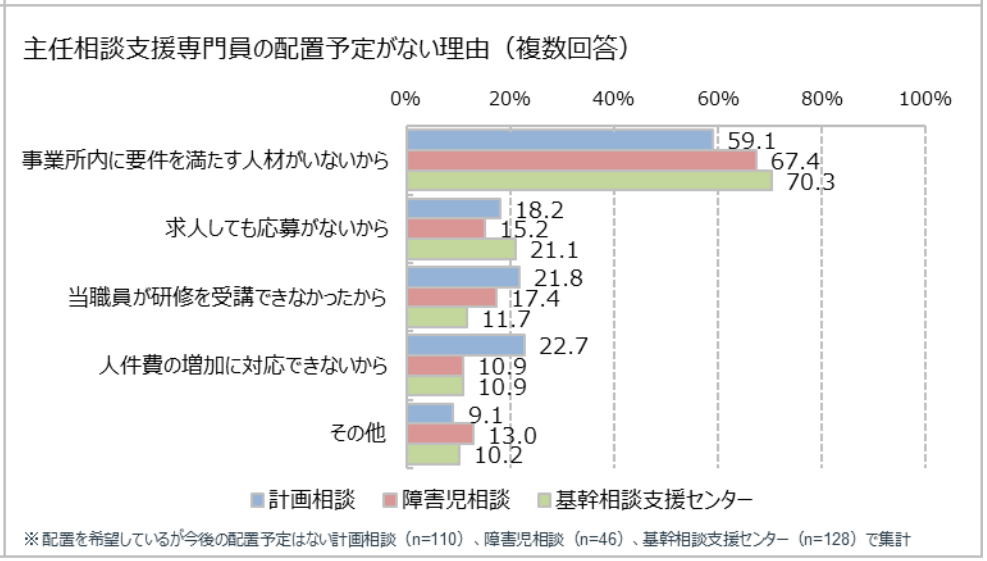
（参考）主任相談支援専門員の配置の効果等について①

- 主任相談支援専門員を1名以上配置している事業所は、計画相談の23.1%、障害児相談の26.6%、基幹相談支援センターの59.1%であった。
- 主任相談支援専門員の配置による効果・メリットは「事業所の経営改善」（計画相談63.2%、障害児相談54.5%）、「相談支援人材のスキルアップ」（計画相談57.9%、障害児相談56.8%）、「地域の相談支援体制の強化・連携体制の向上」（計画相談52.6%、障害児相談45.5%）などであった。
- 主任相談支援専門員の「配置を希望しており、今後配置予定」は計画相談15.2%、障害児相談15.4%、基幹相談支援センター30.3%、「配置を希望しているが今後の配置予定はない」が計画相談16.7%、障害児相談13.9%、基幹相談支援センター21.7%であった。
- 配置を希望しているが配置予定がない理由としては、「要件を満たす人材がいない」が最も多く、計画相談で59.1%、障害児相談で67.4%、基幹相談支援センター70.3%であった。







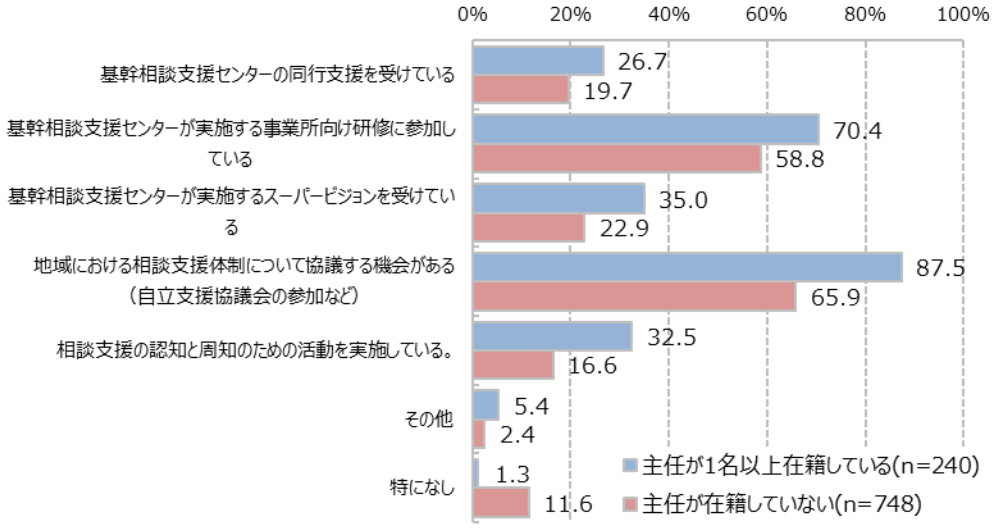


出典：障害福祉分野における相談支援の実態等に関する調査研究報告書（令和7年度障害者総合福祉推進事業）

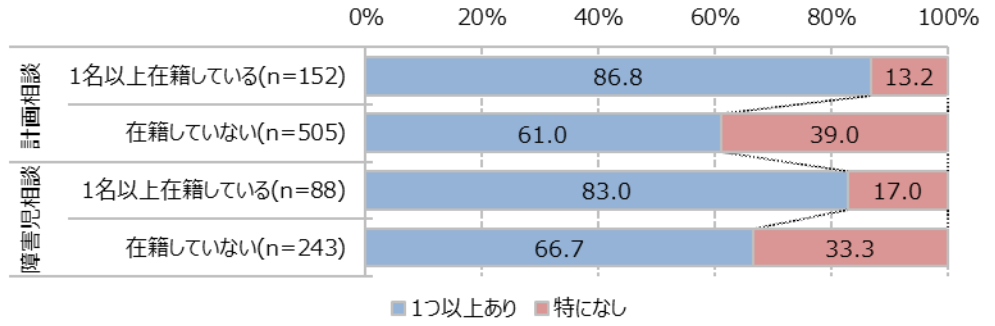
（参考）主任相談支援専門員の配置の効果等について②

- 主任相談支援専門員を配置している事業所は、配置していない事業所と比べ、計画相談、障害児相談においても地域との連携に取り組んでいる割合が大きかった。また、作成したサービス等利用計画・障害児支援利用計画において、ヤングケアラーや身寄りのない障害者等への配慮を盛り込んだケース、保育所や幼稚園等を併用しているケースがある割合が大きかった。
- 主任相談支援専門員を配置している事業所は、配置していない事業所と比べ、令和6年度報酬改定に伴い新たに加算を取得した割合が大きかった。

【計画相談・障害児相談のみ】地域との連携に関する取組（複数回答）

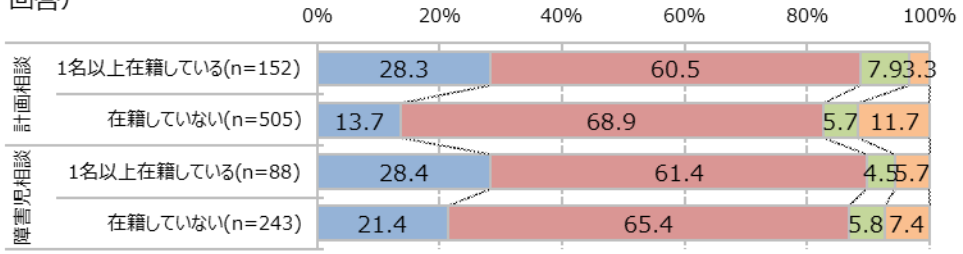


令和6年度の報酬改定に伴い新たに取得した加算（複数回答）

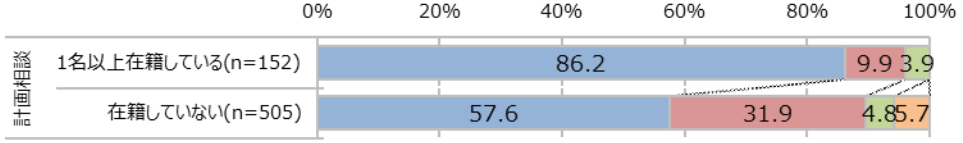


※調査では複数回答で取得した加算を選択。「特になし」以外を選択した事業所を「1つ以上あり」として集計

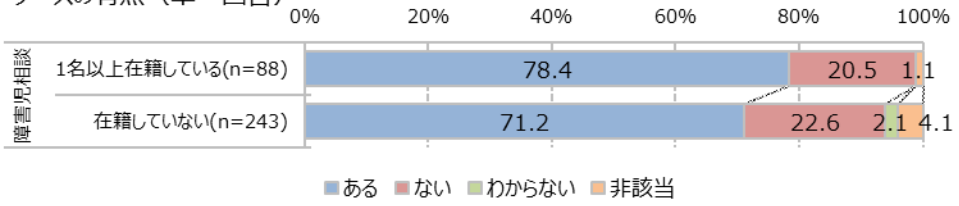
作成しているサービス等利用計画・障害児支援利用計画のうち利用者の世帯にいるヤングケアラーへの配慮や対応内容を盛り込んだケースの有無（単一回答）



作成しているサービス等利用計画のうち独居等身寄りのない障害者への配慮や対応内容を盛り込んだケースの有無（単一回答）



作成している障害児支援利用計画のうち保育所や幼稚園等を併用しているケースの有無（単一回答）



※非該当：調査対象期間に計画作成を行っていない等

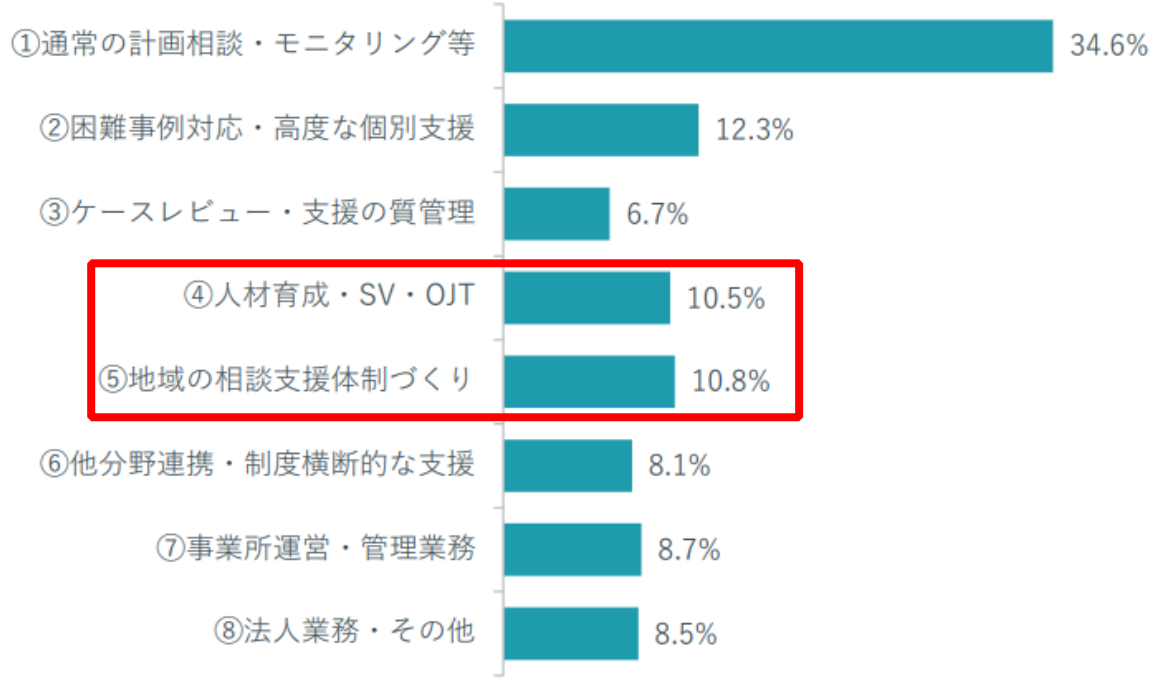
出典：障害福祉分野における相談支援の実態等に関する調査研究報告書（令和7年度障害者総合福祉推進事業）

（参考）主任相談支援専門員の業務時間の配分割合

- 主任相談支援専門員の業務時間の46.9%が、個別支援計画の作成に係る業務（①通常の計画相談・モニタリング等及び②困難事例対応・高度な個別支援）である一方、④人材育成・SV（スーパーバイズ）・OJTは10.5%、⑤地域の相談支援体制づくりは10.8%と、事業所内外の相談支援専門員への専門的な助言・指導を実施するケースや、基幹相談支援センターと連携して、日常的な支援方針等を検討する場又は研修会を開催するケースなど、主任相談支援専門員が人材育成や地域づくりの機能を担う時間は限定的である。

主任相談支援専門員の業務時間の配分

合計90～110%に収まる主任個人427人分で集計（平均値）
〔参考〕個別支援系（①+②）計46.9%／質管理・育成（③+④）計17.2%／地域・連携（⑤+⑥）計18.8%
・①が50%以上を占める主任:104人（24.4%）／④が20%以上:45人（10.5%）



【論点2】モニタリングの充実及び機能の強化について①

現状・課題

○　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握や、利用者についての継続的な評価等（以下「モニタリング」という。）を行うこととなり、計画相談支援等において利用者の解決すべき課題に即した支援を提供し続けることが重要である。

　このため、相談支援専門員が行うモニタリングは、サービス利用状況を把握し、心身の状況、置かれている環境、サービス利用の意向その他の状況を確認した上で、必要な支援につなげることから、相談支援の重要な機能である。

○　しかしながら、計画相談支援等のモニタリング頻度については、相談支援専門員の提案を踏まえつつ、市町村において利用者やその保護者の状況等に応じて柔軟かつ適切に設定する必要があるにも関わらず、障害者総合支援法施行規則で示されている標準実施期間を一律に採用していることが多いという指摘がある。

○　また、相談支援専門員は、サービス提供事業者から提出された個別支援計画に基づき、利用者の意思決定の支援に配慮した適切なサービス提供が実施されているかについて確認し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための取組を講じる必要がある。

論　点

○　モニタリングの標準実施期間については、障害者総合支援法施行規則において規定されているが、利用者の状況等に応じ、柔軟かつ適切な期間の設定を促進するための方策についてどのように考えるか。

○　相談支援専門員が、サービス提供時のモニタリングを通じて支援上の課題を把握した場合には、サービス提供事業所等との情報共有や支援改善に向けた対応を行うことが必要ではないか。また、こうした取組のみでは課題の改善が見込まれない場合や、利用者の人権の擁護に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、行政等との連携の在り方についてどのように考えるか。

【論点2】モニタリングの充実及び機能の強化について②

検討の方向性

（モニタリングの標準実施期間について）

○　モニタリングの頻度については、障害者総合支援法施行規則において標準実施期間を定めているが、相談支援専門員の提案を踏まえつつ、支給決定市町村が利用者ごとに柔軟かつ適切な期間に設定することを更に促すため、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（事務処理要領）や相談支援に関するQ&Aだけでなく、改めて指定基準の解釈通知等にも明記することで徹底してはどうか。

（サービス提供時モニタリング加算の要件の見直しと強化）

○　相談支援専門員が利用者の意思決定の支援に配慮しながら、権利擁護機能の強化を図るため、現行のサービス提供時モニタリング加算の算定要件に、「利用者本人の意向や個別支援計画の内容を踏まえた適切な支援内容となっているかを確認した上で、記録すること」を追加した上で、評価を充実させてはどうか。

○　また、サービス提供時モニタリングの実施にあたっては、例えば、以下の観点を踏まえることとしてはどうか。

- 強度行動障害の状態にある者など支援が難しいケースについて、サービス提供事業所との情報共有を行った上で支援改善に向けた対応を協議すること
- 強度行動障害の状態にある者など支援が難しいケースについて、専門の支援機関へ情報提供を行い、支援につなげること
- 不適切な支援内容（虐待が疑われる場合も含む）や不正受給が疑われる場合に、協議会、市町村又は都道府県に報告等を行うこと

（参考）モニタリング実施期間の決定方法

障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項

並びに実施標準期間を勘案して**市町村が必要と認める期間**（施行規則第６条の１６）

サービス等利用計画案
や職員の聴き取り等

市町村においては、**利用している障害福祉サービス又は地域相談支援の種類のみをもって、モニタリングの実施期間として一律に設定することのないよう相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な期間を設定するようにすること**。

（平成19年3月23日 障発0323002「介護給付費等の支給決定等について」）

モニタリング実施標準期間（施行規則第６条の１６）

対象者（利用する障害福祉サービス等）		実施標準期間
サービスの種類・内容・量に著しく変動のある支給決定を受けた者 ※新規サービス利用者は原則として全ての者が該当		１月間 （利用開始から３月に限る）
在宅障害者等	集中的に支援が必要な者 ① 入所施設からの退所等により、一定期間、集中的に支援が必要な者 ② 単身独居の場合や家族状況等により自ら事業者との連絡調整を行うことが困難な者 ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者	１月間
	就労選択支援	
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、日中サービス支援型共同生活援助、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練、自立生活援助を利用する者	３月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域定着支援、障害児通所支援を利用する者	６月間 （★の場合は３月毎）
【施設入所者等】障害者支援施設（国立のぞみの園を含む）、療養介護、重度障害者等包括支援、地域移行支援を利用する者		６月間

★ 65歳以上で介護保険の居宅介護支援・介護予防支援によるケアマネジメントを受けていない者

（参考）適切なモニタリング実施期間の設定

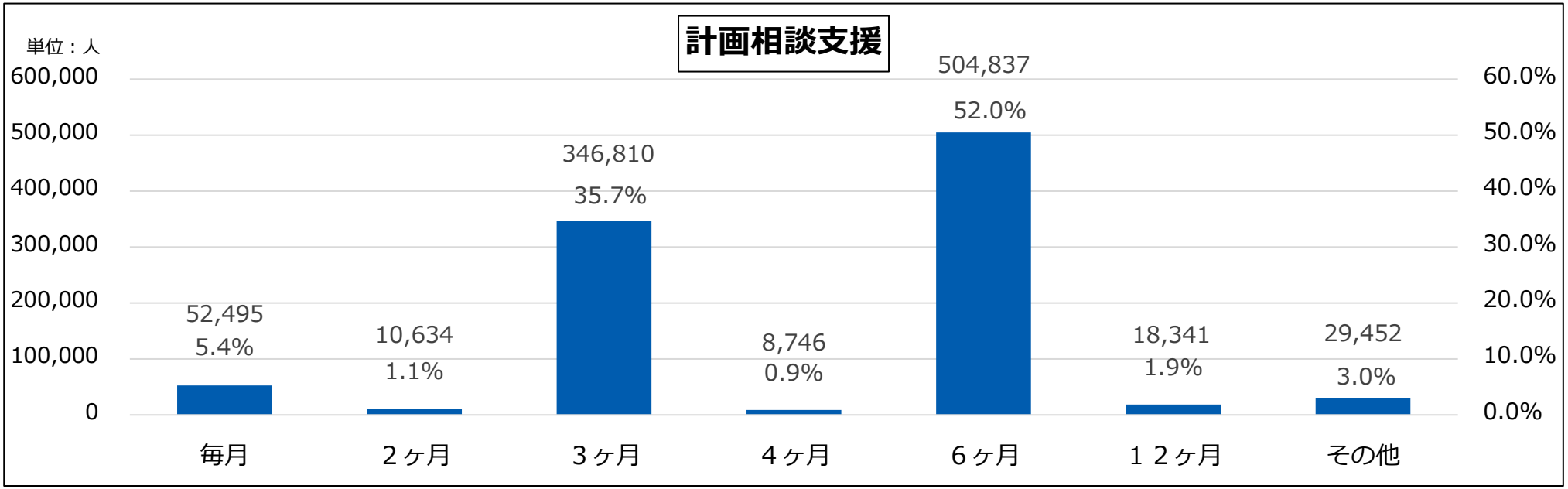
- 施行規則で示すモニタリング実施標準期間は、市町村が決定する際の勘案事項のひとつであり、**モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）の実施期間は利用者の状況等に応じ、個別に適切に設定する必要がある**。
- しかし、モニタリング実施標準期間により一律にモニタリング頻度を決定している例がある等の指摘があることから、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を明示。
 ⇒ 令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.２（令和３年４月８日） 問38
 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） } に記載

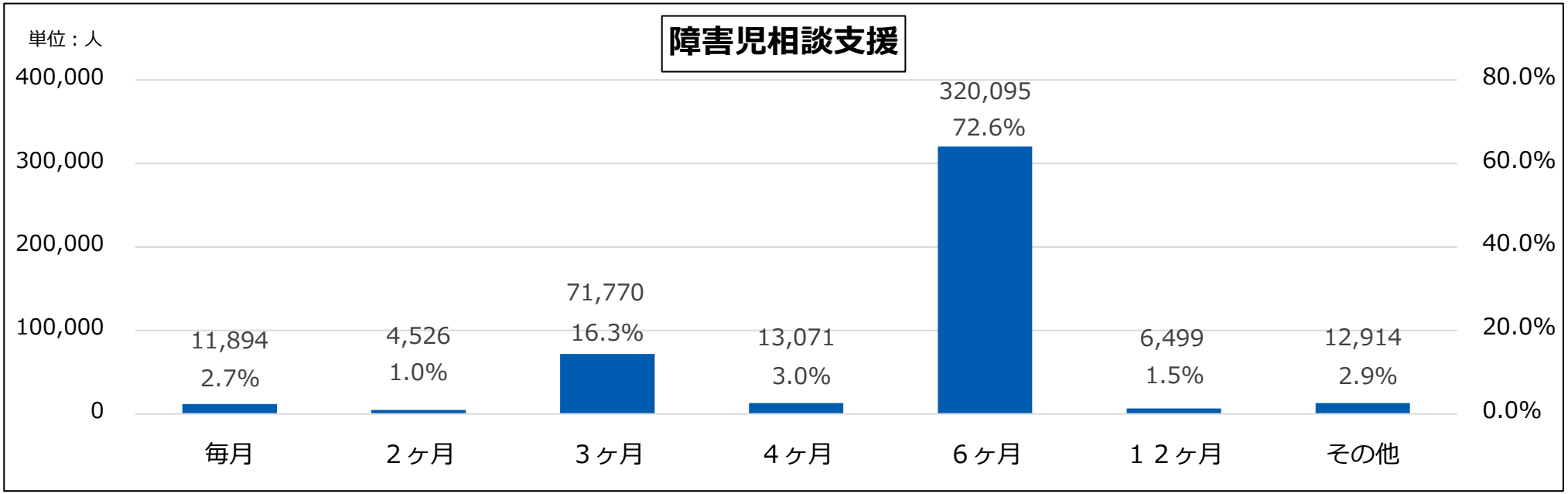
例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）
・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
・複数の障害福祉サービス等を利用している者
・家族や地域住民等との関係が不安定な者
・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児
・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。
・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
・医療観察法対象者
・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
・医療的ケア児
・強度行動障害児者
・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

（参考）モニタリングについて（令和7年3月末時点）





出典：令和７年度障害者相談支援事業の実施状況等について

（参考）指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
（平成24年3月31日厚生労働省令第28号）

指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節　基本方針

第二条　指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。

２　指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

３　指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

４　指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

５　指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)、指定介護予防支援事業者(介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

６　指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならない。

７　指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

８　**指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない**。

９　指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（参考）サービス提供時モニタリング加算について①

指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示125号）

11　サービス提供時モニタリング加算　100単位

注　指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し(障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して)、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。

計画相談支援

加算名称	単位数	取得率	費用額
サービス提供時モニタリング加算	100単位/月	43.9%	58,082千円

障害児相談支援

加算名称	単位数	取得率	費用額
サービス提供時モニタリング加算	100単位/月	34.5%	15,144千円

出典：国保連データ（令和7年12月実績）

主な通報届出者内訳（全：5,870件）

当該施設・事業所職員	20.5%
設置者・管理者	16.5%
本人による届出	13.8%
家族・親族	10.0%
相談支援専門員	8.1%

出典：令和6年度障害者福祉施設従事者による障害者虐待報告

（参考）サービス提供時モニタリング加算について②

報酬留意事項通知（平成18年10月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

13　サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて

⑴ 趣旨

継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サー ビス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。

①　障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況

②　サービス提供時の利用者の状況

③　その他必要な事項

⑵ 算定に当たっての留意事項

1 人の相談支援専門員が 1 月に請求できる当該加算の件数は39 件（相談支援員の場合は 19 件）を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。 障害福祉サービス等の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用してサービス提供場面を確認することも可能である。なお、一定の距離については、障害福祉サービス等の提供場所等への訪問に片道概ね 1 時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。

⑶ 手続

⑴における記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

【論点3】計画相談支援・障害児相談支援の中立性・公正性の確保について

現状・課題

○ 「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」（令和4年6月13日社会保障審議会障害者部会報告書）において、「計画相談支援及び障害児相談支援における相談支援専門員のサービス提供事業者からの独立性・客観性を確保する方策について検討すべき」旨が指摘されているとともに、近年、計画相談支援及び障害児相談支援の利用者やその保護者に対して、特定のサービス提供事業者の利用を過度に勧奨する事例があるとの指摘がある。

論　点

○ 計画相談支援及び障害児相談支援における相談支援専門員のサービス提供事業者からの独立性・客観性を確保するため、どのような対応が考えられるか。

その際、地域の特性等により、サービス提供事業所の数が限られる場合などの対応について、どのように考えるか。

検討の方向性

○ 介護保険制度における「特定事業所集中減算」の考え方を参考にして、計画相談支援等の中立性・公正性の確保を図る観点から、特定のサービス提供事業者への過度な集中を是正するため、一定割合の集中が認められる場合に基本報酬を減算する仕組みを創設してはどうか。

なお、中山間地域や離島等の地域特性により、サービス提供事業所の数が少ない地域、主に医療的ケアが必要な児者や強度行動障害の状態にある児者などの支援をする事業所である場合など正当な理由がある場合には、減算を適用しないこととしてはどうか。

（参考）「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」（概要）（令和4年6月13日社会保障審議会障害者部会報告書）

今回の見直しの基本的な考え方

1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実／地域共生社会の実現／医療と福祉の連携の推進／精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援
2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築（※児童福祉法改正法等で対応）／障害者の多様なニーズに応じた就労の促進
3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現

各論点について

1. 障害者の居住支援について

・ 医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害等に対応できる専門人材の配置の推進方策を検討する必要がある。また、在宅等で状態が悪化した強度行動障害を有する者に集中的支援をグループホーム・障害者支援施設等で行うための具体的方策を検討すべきである。

・ 自立生活援助において、対象者の状況に応じた適切な支援ができるよう、ICTの活用による効果的な支援や継続的な支援が必要な者の標準利用期間及び更新の在り方について検討すべきである。

・ 障害者総合支援法におけるグループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する一人暮らし等に向けた支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について明確化すべきである。さらに、現行のグループホームの支援の充実について検討しつつ、障害者が希望する地域生活の実現に向けた多様な選択肢を設ける観点から、指定基準（省令）において、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする新たなグループホームのサービス類型を検討すべきである。

・ 地域生活支援拠点等の整備を推進するため、市町村の整備の努力義務化なども含め、必要な措置を講ずるべきである。

・ 障害者支援施設における重度障害者の支援体制の充実に向けて、障害者支援施設が果たしている専門的な支援等における役割を踏まえ、人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等を検討するとともに、利用者の地域移行により一層取り組むこと等について検討する必要がある。

2. 障害者の相談支援等について

・ 地域の相談支援体制全体の中で各主体が果たす役割・機能を整理し、地域の相談支援体制構築の手引きを作成する等により普及すべきである。

・ 相談支援事業の中立・公正性を確保するため、サービス提供事業者からの独立性・客観性を確保する方策について検討すべきである。

・ 地域の相談支援の中核である基幹相談支援センターについて、市町村の設置の努力義務化なども含め、必要な措置を講ずるべきである。

・ 地域住民の多様な支援ニーズに対応するため、他法他施策による相談支援等との連携強化を図る場合の窓口について基幹相談支援センターが担うことを基本とすることを明確化して周知する必要がある。

・ 協議会の機能強化と活性化に向けて、個別の課題から地域の課題を抽出し、解決を図る機能を促進するため、守秘義務規定を設けるべきである。

（参考）指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
（平成24年3月31日厚生労働省令第28号）

指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節　基本方針

第二条　指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。

２　指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

３　指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

４　**指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。**

５　指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)、指定介護予防支援事業者(介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

６　指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならない。

７　指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

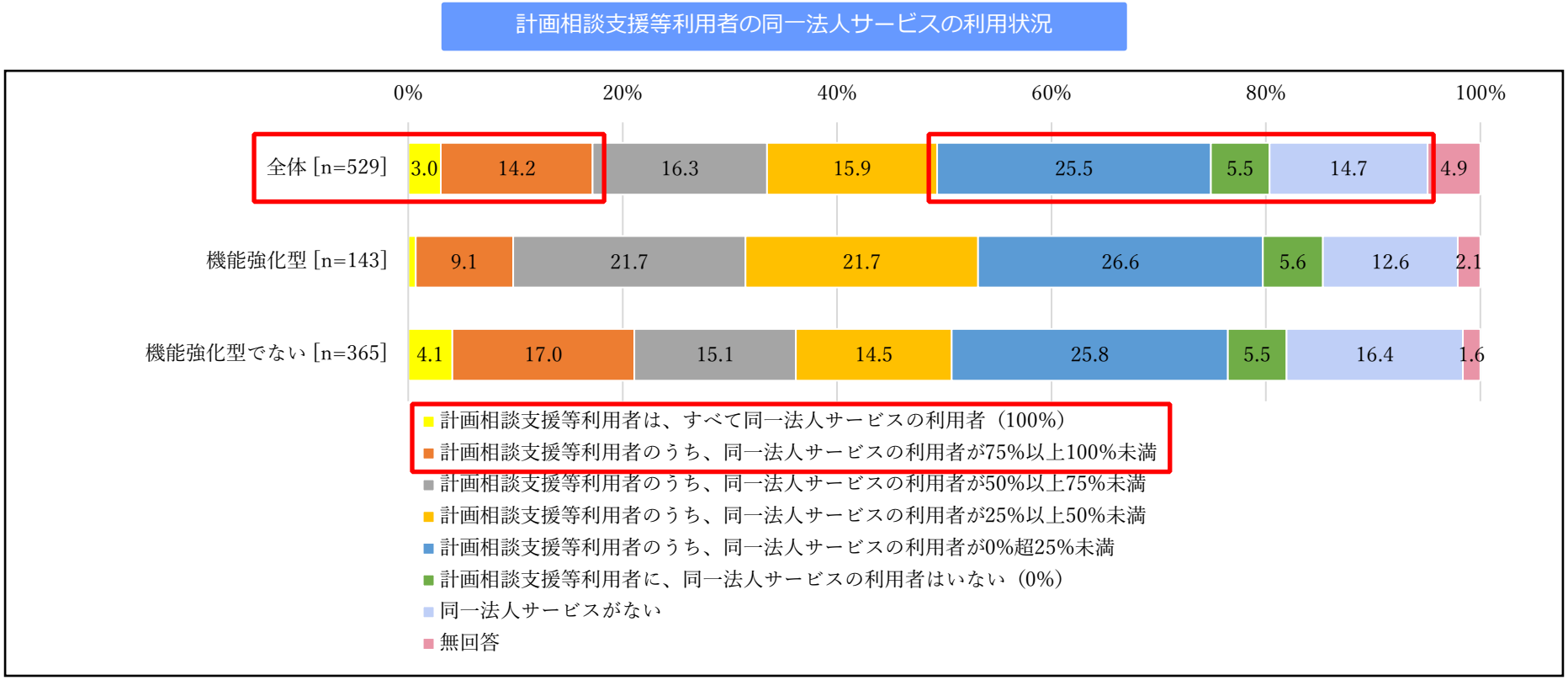
８　指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

９　指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（参考）計画相談支援等利用者の同一法人サービスの利用状況

○　計画相談支援等利用者が、調査対象事業所と同一法人のサービスを利用しているかどうかを聞いたところ、「同一法人サービスがない」が14.7%、「計画相談支援利用者に、同一法人サービスの利用者はいない」が5.5%、「計画相談支援等利用者のうち、同一法人サービスの利用者が 0%超 25%未満」が25.5%となっており、計画相談支援等利用者の多くが同一法人以外のサービスを利用していると回答した事業所が全体の約45%を占めている。

○　一方、「計画相談支援等利用者は、すべて同一法人サービスの利用者（100%）」が3.0%、「計画相談支援利用者のうち、同一法人サービスの利用者が75%以上100%未満」が14.2%となっており、計画相談支援等利用者の大多数が同一法人のサービスを利用している事業所も約17.5%ある。



出典：計画相談支援及び障害児相談支援の業務及び報酬算定に係る実態調査（令和６年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査）

（参考）居宅介護支援・特定事業所集中減算

○　指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
注10　別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、特定事業所集中減算として、１月につき200単位を所定単位数から減算する。

厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
八十三　居宅介護支援費における特定事業所集中減算の基準
　正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第二条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス当基準第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）又は指定地域密着型通所介護（以下この号において「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が百分の八十を超えていること。

※判定した割合が80%を超える場合、正当な理由がある場合には、減算が適用されない。

①　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
（例）訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。
②　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
③　判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
④　判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
（例）訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。
⑤　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合
（例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
⑥　その他正当な理由と市町村長が認めた場合

【論点4】指定特定相談支援・指定障害児相談支援の一体的運営の推進について

現状・課題

○　計画相談支援・障害児相談支援は、障害者等が障害福祉サービス等を利用するための計画作成やモニタリングを実施し、障害者等が希望する生活を支える重要な役割を担っていることから、障害者等の障害特性や属性に関わらず、広く受け入れることや、適切なサービスが提供されているかを継続して確認することが必要である。

○　他方、地域によってばらつきはあるものの、相談支援事業所等の不足等により、本人や、障害児の保護者が希望していないにもかかわらず、障害者等が作成したセルフプランにより支給決定を受けている場合がある（※）。

　こうした課題を解決するため、次期障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針では、「のぞまないセルフプラン」の解消を目指すことを位置づけたことから、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の更なる確保が必要である。

（※）計画相談支援のセルフプラン率は16.4%、障害児相談支援のセルフプラン率は30.9%（全国平均：令和７年３月末時点）

○　また、児童期から成人期へのライフステージの移行期を切れ目なく支えるためには、特定相談支援事業と障害児相談支援事業の双方の指定を取得することが望ましいが、令和７年３月末時点において、72%の相談支援事業所が双方の指定を取得している一方で、特定相談支援事業所のみは25%、障害児相談支援事業所のみは3%となっている。

論　点

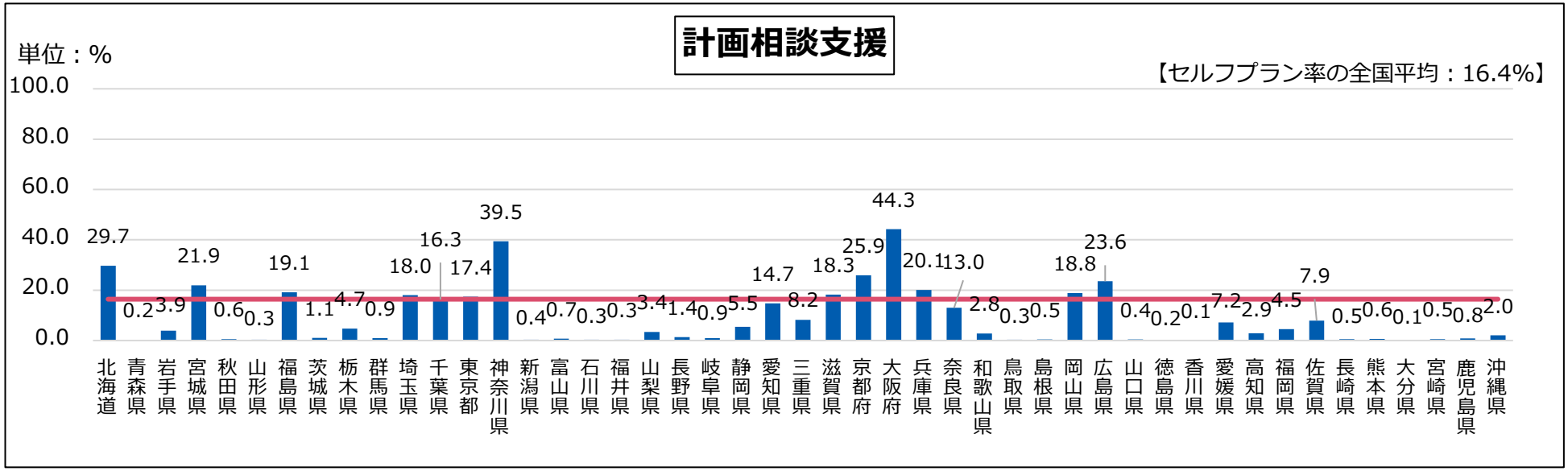
○　障害児相談支援において、セルフプランにより支給決定を受けている割合が高いことや、児童期から成人期への切れ目のない相談支援を実現するため、どのような方策が考えられるか。

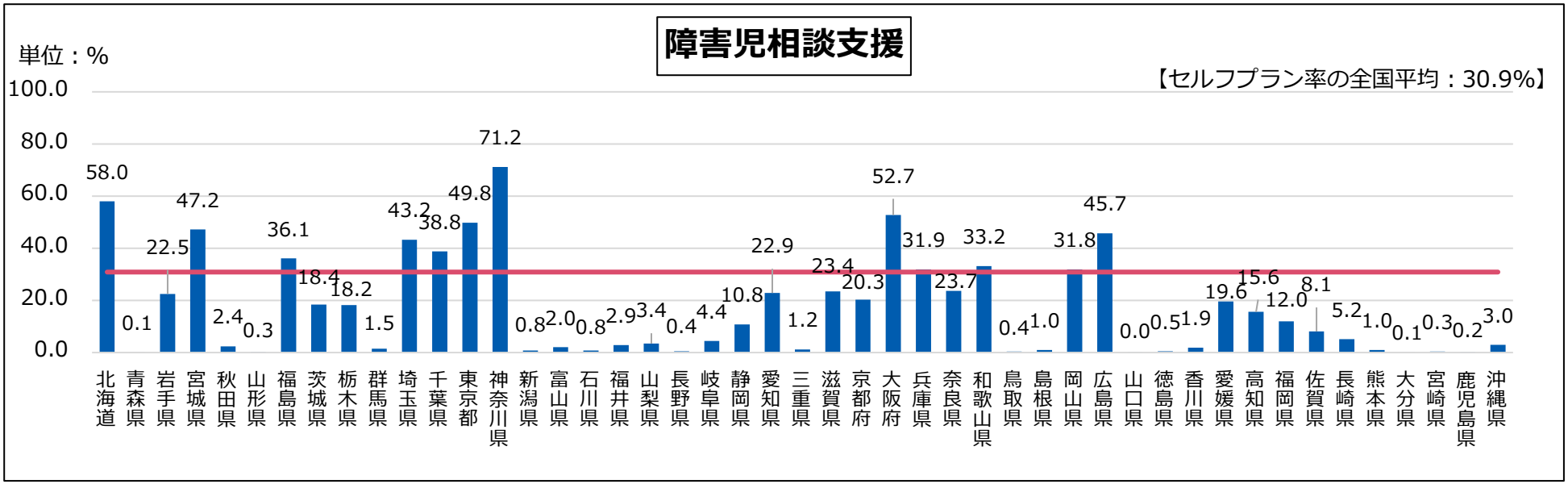
検討の方向性

○　指定特定相談支援事業と指定障害児相談支援事業の双方の指定を取得し、計画相談支援と障害児相談支援を一体的に行うことを、指定基準において原則とすることとしてはどうか。

（参考）セルフプラン率について（令和7年3月末時点）

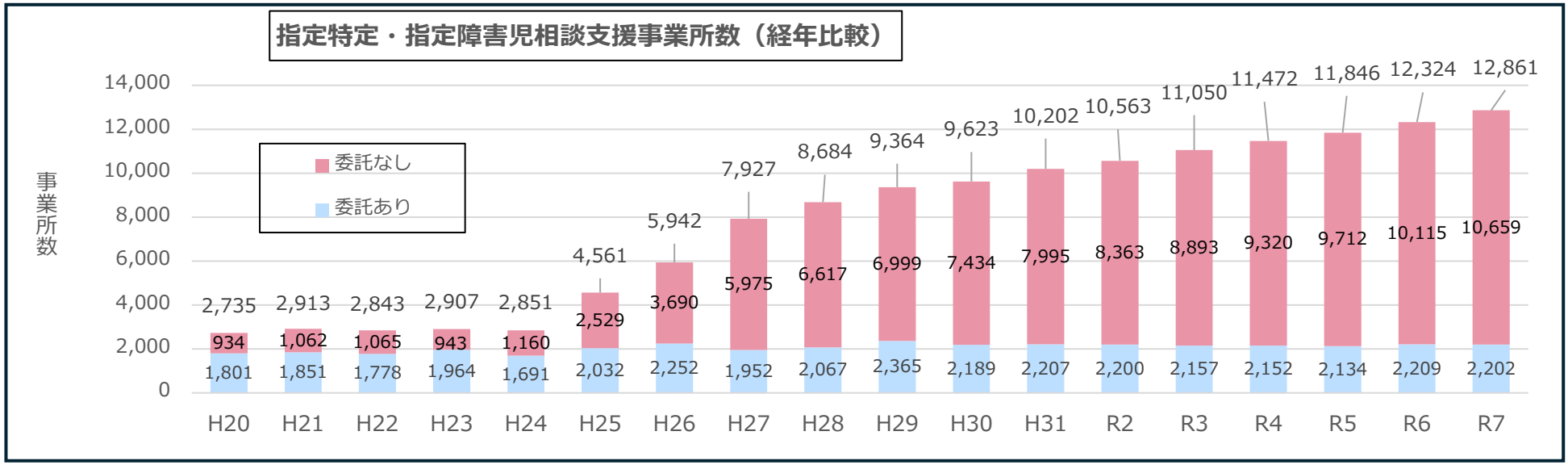
・ 令和7年4月時点において、計画相談支援より障害児相談支援の方がセルフプラン率が14.5%高い





出典：令和７年度障害者相談支援事業の実施状況等について

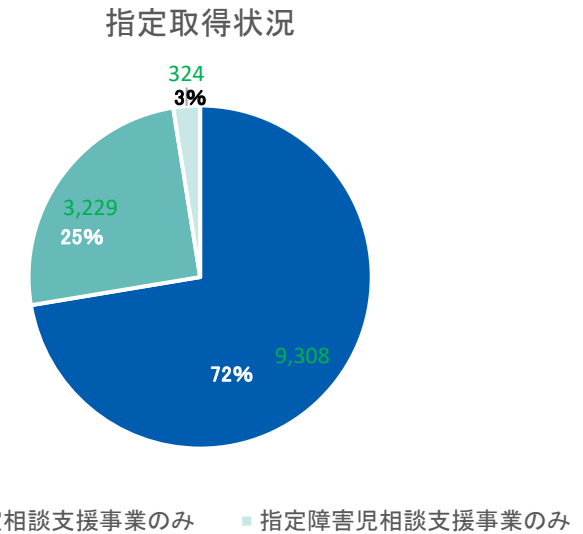
（参考）指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の事業所数について



令和7年度の指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定状況について

指定の状況	両指定 （指定特定/指定障害児）	指定特定相談支援事業のみの指定	指定障害児相談支援事業のみの指定
事業所数	9,308事業所	3,229事業所	324事業所
割　合	72%	25%	3%

・指定特定相談支援は障害者総合支援法に基づく指定
・指定障害児相談支援は児童福祉法に基づく指定
　両事業の指定を取得することにより、児童期から成人期へのライフステージの
　移行期を支える機能を強化することに繋がる



出典：令和７年度障害者相談支援事業の実施状況等について

（参考）セルフプランの取扱い等について

○　特定相談支援事業事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成するいわゆる「セルフプラン」については、障害者総合支援法施行規則において、
・ 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合、
・ 障害者又は障害児の保護者がセルフプランの提出を希望する場合に利用が可能
○　セルフプランの取扱い等については、これまで通知等により、自治体及び関係団体等に周知している。

計画相談支援等に係る令和３年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（通知）（抄）

（６）セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」（以下単に「セルフプラン」という。）については、従前よりお示ししてきたとおり、「障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針に変わりはない。

本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

１）セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。

２）計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること。

３）セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の２の(２)の３）のモニタリング結果の検証等とあわせて一定数を抽出し、基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプラン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。

なお、３）の取組については、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな気づきが生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人等のエンパワメントをより引き出すという趣旨である。このため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが望ましい。

（参考）第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針について（概要）

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- 入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等
- 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等
- 地域支援体制の構築に係る成果目標について、４つの中核機能の確保を行うよう見直し
- インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- 強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化
- 基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上
- 介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- 人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- 障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保
- 就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- 障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- 障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- 様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- 意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- 意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- 障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援
- 高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携
- 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等
- 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
- 重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等
- 自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- 希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進
- スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保
- 災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- 施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

【論点5】アセスメント記録提出の義務化について

現状・課題

○　指定計画相談支援等の事業の人員及び運営に関する基準においては、「利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない」こととされており、当該アセスメントに基づきサービス等利用計画案を作成し、これを5年間保存することが求められている。

○　一方で、アセスメントに関する記録については市町村への提出は求められておらず、サービス等利用計画案にアセスメント結果がどのように反映されているかを支給決定権者である市町村が十分に確認できないとの指摘がある。

論　点

○　計画相談支援等において、制度上、アセスメントの実施が求められている中で、アセスメント結果がサービス等利用計画案に適切に反映されているかについて、どのように確認するか。

　また、アセスメント記録について、市町村への提出が義務付けられていない中で、支給決定市町村がその内容を適切に把握・評価する仕組みをどのように構築するか。

検討の方向性

○　支給決定市町村が、アセスメント結果とサービス等利用計画案との関係性を把握できるようにするため、相談支援事業所がサービス等利用計画案を市町村に提出する際に、併せてアセスメント記録の提出も求められた場合には、その提出を義務化してはどうか。

○　また、支給決定市町村が、アセスメント記録の内容を適切に把握・評価できるよう、アセスメント記録の標準様式や評価方法のポイントを整理してはどうか。(今後、調査研究等を踏まえ対応予定)

（参考）指定計画相談支援、指定障害児相談支援の基準①

指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）

(指定計画相談支援の具体的取扱方針)
第十五条　指定計画相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。
２　指定計画相談支援における指定サービス利用支援(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
五　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。
六　相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
七　相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
八　相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第五条第二十四項に規定する主務省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しなければならない。

(記録の整備)
第三十条　指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から五年間保存しなければならない。
一　第十五条第三項第一号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
二　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
イ　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
ロ　アセスメントの記録
ハ　サービス担当者会議等の記録
ニ　モニタリングの結果の記録

（参考）指定計画相談支援、指定障害児相談支援の基準②

指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

(指定障害児相談支援の具体的取扱方針)
第十五条　指定障害児相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。
２　指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
五　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。
六　相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
七　相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第六条の二の二第八項に規定する内閣府令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。

(記録の整備)
第三十条　指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から五年間保存しなければならない。
一　第十五条第三項第一号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
二　個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
イ　障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
ロ　アセスメントの記録
ハ　サービス担当者会議等の記録
ニ　モニタリングの結果の記録

（参考）支給決定プロセスについて

サービス等利用計画については、平成27年度からは市町村が支給決定を行うに際し、全ての利用者を対象とする。

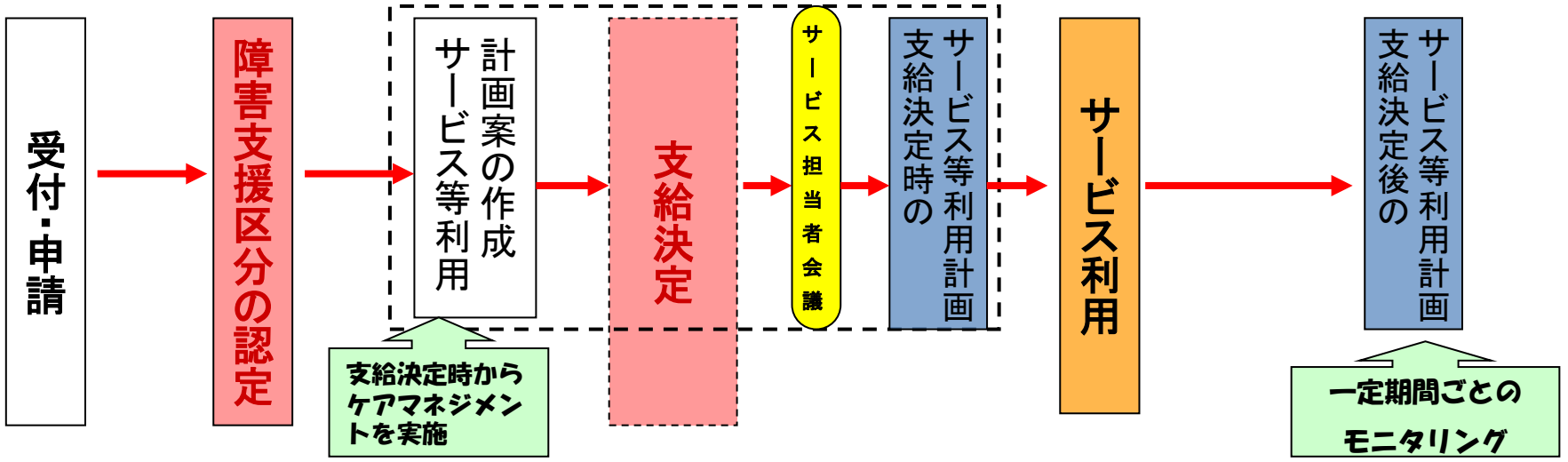
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

＊　上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案（セルフプラン）を提出可。
＊　サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成する。

＊　障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。（障害児に係る計画は、同一事業者が一体的（通所・居宅）に作成）



【論点6】幅広い相談支援ニーズへの対応について①

現状・課題

○　計画相談支援・障害児相談支援は、障害者等の障害特性や属性にかかわらず、身近な地域において多様かつ複合的な相談ニーズを受け止め、必要な支援につなぐ役割を担うことから、多様な相談ニーズに対応できる人材の確保等が求められる。

○　計画相談支援・障害児相談支援の報酬体系においても、多様な相談ニーズに対応するため、一定の要件を満たした相談支援専門員を配置している場合に、体制加算（※）による評価を行っているが、コミュニケーション支援の体制を確保している場合であっても加算の対象となっていないことから、例えば手話通訳士等の専門性を有する人材の確保が低調な状況にある。

（※）行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算など

○　また、相談支援専門員の配置については、特に社会福祉士、精神保健福祉士の配置を促進することにより、相談支援の質の向上や専門性の向上が期待されるが、現行の相談支援の報酬体系において、これを評価するものはない。（他の障害福祉サービスでは、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者配置を評価する福祉専門職員配置等加算がある。）

○　次期障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針においては、相談支援体制の構築において、「利用者と同じ目線で支援することが不安の解消に資する観点から、ピアサポートを行えるようにすることが重要」とされている。

障害当事者であるピアサポーターについては、障害者等と同じ目線に立って相談・助言等を行えることから、その配置により、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などの効果がある。このため、現行の相談支援の報酬体系においても、ピアサポーターを配置していることにより体制加算を算定できるが、現行の加算水準では積極的にピアサポーターを雇用することが難しいとの声がある。

【論点6】幅広い相談支援ニーズへの対応について②

論　点

○　身近な地域における多様な相談ニーズへの対応力を高める観点から、相談支援事業所におけるコミュニケーション支援の体制を確保するために、どのような方策が考えられるか。

○　相談支援の質の向上や専門性の向上を図るとともに、相談支援に求められるソーシャルワーク機能の強化を図るため、どのような方策が考えられるか。

○　ピアサポーターの更なる活用促進に向けて、どのような方策が考えられるか。

検討の方向性

（コミュニケーション支援の充実）

○　相談支援事業所におけるコミュニケーション支援の体制を確保するため、手話通訳士を配置するなど、コミュニケーション支援に資する取組を行うことを新たに評価してはどうか。

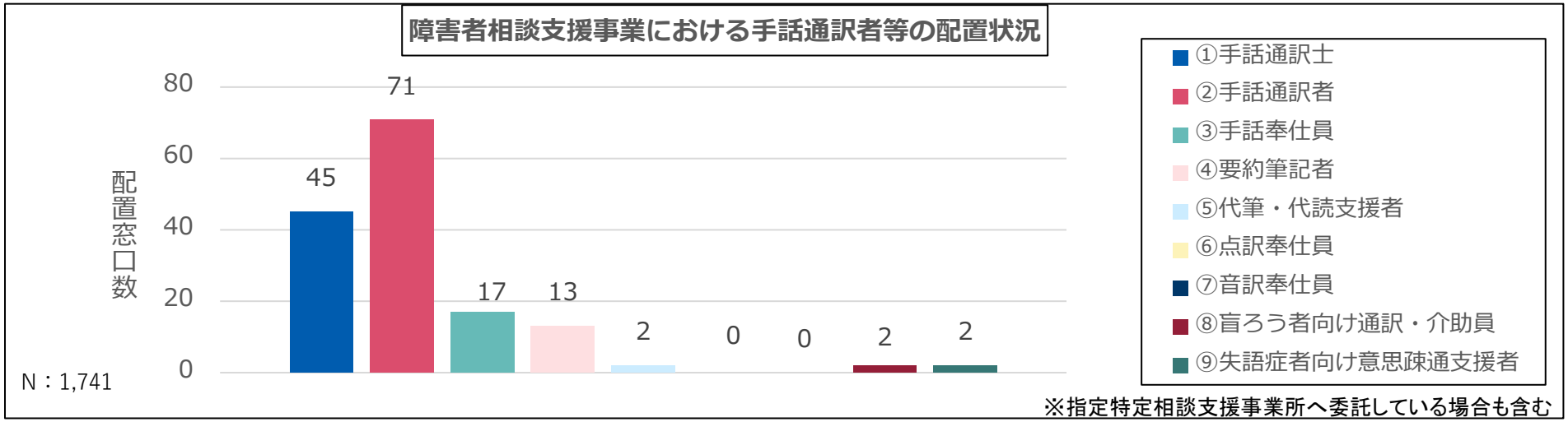
（専門職員配置体制加算の創設）

○　相談支援専門員の専門性向上やキャリア形成を促進するため、社会福祉士や精神保健福祉士資格を保有する相談支援専門員を一定割合以上配置していることを新たに評価することにより、有資格者の確保や現任職員の主体的な学び直し（リスキリング）を促進し、相談支援に求められるソーシャルワーク機能の強化及び相談支援の質の向上を図ってはどうか。

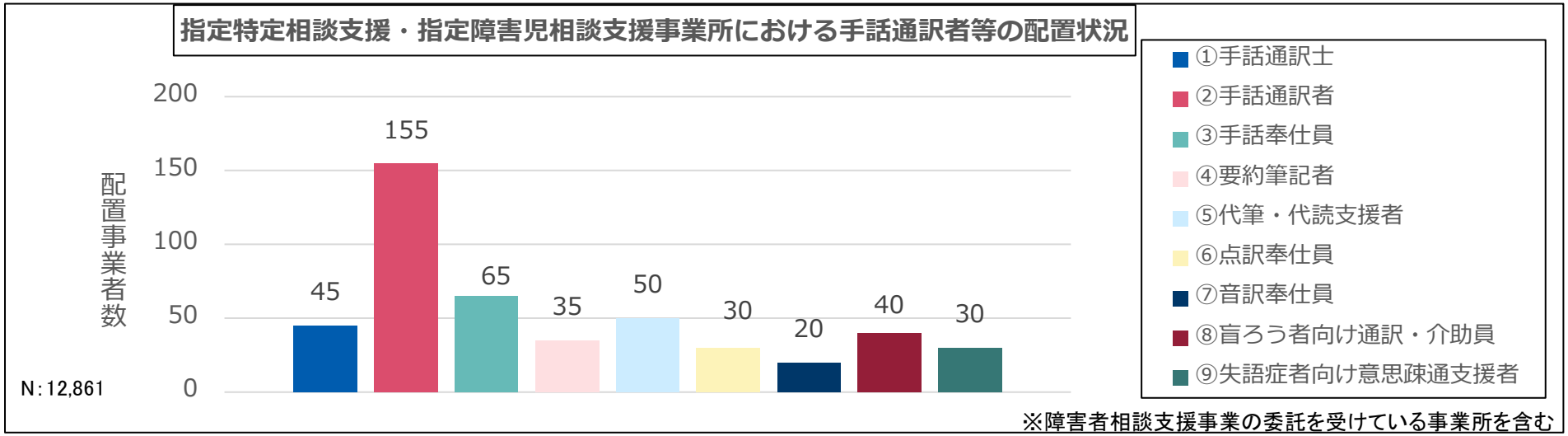
（ピアサポート体制加算の強化）

○　利用者と同じ目線で支援することが不安の解消やより良い支援につながることから、ピアサポーターを積極的に配置することができるよう、現行のピアサポート体制加算を拡充することとしてはどうか。

（参考）手話通訳士等の配置状況について



※指定特定相談支援事業所へ委託している場合も含む



※障害者相談支援事業の委託を受けている事業所を含む

出典：令和７年度障害者相談支援事業の実施状況等について

（参考）令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抄）
（令和6年2月6日　障害福祉サービス等報酬改定検討チームとりまとめ）

第３　終わりに

○　令和６年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。

○　今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

①　障害者支援施設の在り方について

- 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和６年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

②　共同生活援助における支援の質の確保について

- 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和６年度以降検討する。

③　共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて

- 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。

④　障害福祉サービスの地域差の是正について

- 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

⑤　計画相談支援及び障害児相談支援について

- 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。

⑥　質の高い障害児支援の確保について

- 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
- 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

⑦　障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧　処遇改善の実態把握等について

- 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- 今回の報酬改定では、処遇改善分について２年分を措置し、３年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和８年度予算編成過程で検討する。

⑨　経営実態調査のさらなる分析について

- 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩　食事提供体制加算等について

- 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和９年３月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪　補足給付の在り方について

- 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫　事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和５年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。
 また、令和６年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

（参考）専門性の高い相談支援等の事業所体制を評価する加算

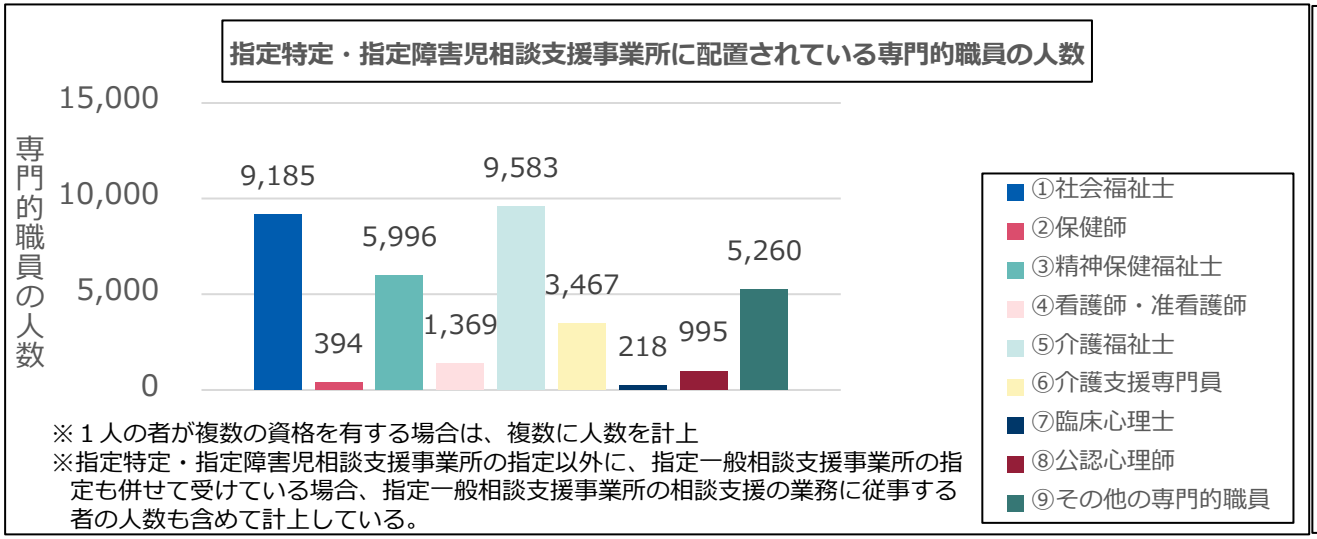
加算名		内　容	単位数
主任相談支援専門員配置加算	新 Ⅰ	常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、当該事業所及び地域のその他の相談支援事業所の従業者の資質向上のための助言・指導を実施している場合 ★本加算は基幹相談支援センターを委託されている又は児童発達支援センターに併設されている場合、もしくは市町村が地域の中核的な役割を担うと市町村が認めた事業所に限って算定できる。	300単位／月
	Ⅱ	常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、従業者等の資質向上のための研修を実施する体制を確保した場合	100単位／月
行動障害支援体制加算	新 Ⅰ	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、強度行動障害児者（者：障害支援区分３以上かつ行動関連項目の合計点数が10点以上である者、児：児基準20点以上である児）に対して現に計画相談を行っている場合	60単位／月
	Ⅱ	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位／月
要医療児者支援体制加算	新 Ⅰ	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、医療的ケア児者（医療的ケア児判定スコアの項目に該当する者）に対して現に計画相談を行っている場合	60単位／月
	Ⅱ	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位／月
精神障害者支援体制加算	新 Ⅰ	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、利用者が通院する病院等や訪問看護事業所における看護師、保健師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に相談支援を行っている場合。	60単位／月
	Ⅱ	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位／月
新 高次脳機能障害支援体制加算	Ⅰ	高次脳機能障害支援者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合であって、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に計画相談支援を行っている場合。	60単位／月
	Ⅱ	高次脳機能障害支援者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位／月
ピアサポート体制加算		障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者と管理者等その他の従事者をそれぞれ常勤換算0.5以上配置の上、事業所内で研修を行う体制を確保し、その旨公表する場合	100単位／月

❖体制加算は対象となる月の**全ての利用者の基本報酬に加算**される。体制加算Ⅰを確保している場合、全ての利用者に体制加算Ⅰの単価を加算。

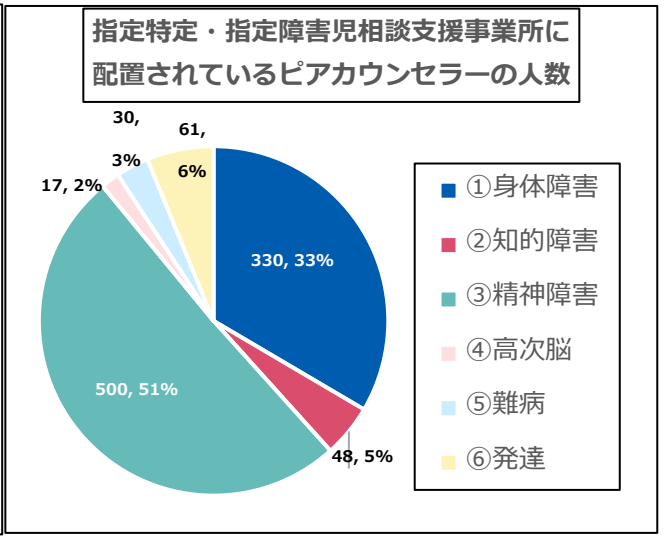
❖令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、内容に改定があった箇所、新設の項目・要件等。

❖要件に「現に」とある場合、加算の算定開始に当たっては、届出時に要件を満たしている必要がある。また、体制を確保して以後（加算の算定を開始した後）、要件を満たさなくなった場合、６月を超えて加算を算定することはできない。

（参考）相談支援専門員の保有資格等



※１人の者が複数の資格を有する場合は、複数に人数を計上
※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する者の人数も含めて計上している。



出典：令和７年度障害者相談支援事業の実施状況等について

社会福祉士・精神保健福祉士の配置

○　国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士の配置促進を図ることにより、それぞれの資格に基づく専門性の発揮により相談支援の質的向上に寄与している。
○　特に、意思決定、権利擁護機能の強化や環境調整、医療や教育等の関連領域との接続強化等がはかられている。

ピアサポートの評価

○　「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」の修了者が、相談者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などの効果があることから、ピアサポートを促進することが重要。

（参考）「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（概要）

趣　旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

とりまとめのポイントⅠ　～相談支援専門員の資質の向上について～

① 基本的な考え方について

- 相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

② 人材育成の方策について

- 相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討するべき。
- 研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修（OJT）を組み込むべき。

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

- 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談 支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

- 障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

⑤ 障害児支援利用計画について

- 障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。
- 市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の習得に努めるべき。

（参考）福祉専門職員配置等加算

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、要件に応じて加算

対象サービス

■ 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

区分	要件（※1）	単位数
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	・生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、**社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師（※2）である従業者の割合が35%以上**	15単位／日 ※（一部）10単位／日
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	・生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、**社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が25%以上**	10単位／日 ※（一部）7単位／日
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)（※3）	・以下の①,②のいずれかに該当する場合 ①生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75%以上 ②生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30%以上	6単位／日 ※（一部）4単位／日

（※1） 就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型については、作業療法士を配置している就労移行支援事業所等において、配置していない事業所と比べて、一般就労への移行実績や職場定着の実績が高いことから、「作業療法士」についても福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)における有資格者として評価（R3報酬改定）

（※2） H30報酬改定において、精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うため、「公認心理師」を福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)における有資格者として追加

（※3） R6報酬改定において、生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)と福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)との併給を可能とした。

（参考）ピアサポート体制加算について

指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第125号）

15　ピアサポート体制加算　100単位

注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月27日厚生労働省告示第180号）

十　算定告示別表15の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の（1）に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であって、次の（1）及び（2）に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0．5以上配置していること。

（1）　法第四条第一項に規定する障害者（以下この（1）及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であったと市町村長が認める者

（2）　管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者

ロ　イに掲げる者のいずれかにより、当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。

ハ　イに掲げる者を配置している旨を公表していること。

（参考）ピアサポート実施加算及びピアサポート体制加算の取得状況

■ ピアサポート体制加算の取得状況

	全事業所数（カ所）	全利用者数（人）	算定している事業所数（カ所）	算定している事業所の割合	算定している利用者数（人）	算定している利用者の割合
自立生活援助	280	1,190	25	8.9%	76	6.4%
計画相談支援	11,264	290,475	274	2.4%	13,437	4.6%
障害児相談支援	7,654	138,796	198	2.6%	5,066	3.6%
地域移行支援	381	801	35	9.2%	112	14.0%
地域定着支援	556	4,782	51	9.2%	619	12.9%

■ ピアサポート実施加算の取得状況

	全事業所数（カ所）	全利用者数（人）	算定している事業所数（カ所）	算定している事業所の割合	算定している利用者数（人）	算定している利用者の割合
就労継続支援B型	20,401	432,419	11	0.1%	211	0.0%
共同生活援助	15,326	221,489	1	0.0%	6	0.0%
自立訓練（機能）	195	2,205	2	1.0%	14	0.6%
自立訓練（生活）	1,369	16,115	37	2.7%	529	3.3%

出典：国保連データ（令和８年４月実績）

（参考）ピアサポーター配置による効果（利用者調査の結果）

○ ピアサポーター配置による効果（とてもそう思う・そう思う）としては、「福祉サービス等を安定して利用継続できた」が94.6%、「自分の障害特性や生活状況に合った福祉サービス当の活用方法を知り主体的に選ぶことができた」が89.1%、「ピアサポーターに悩みや困りごとを話しやすくなった」が83.8%、「不安や孤独感が軽減された」が81%など、本人が地域生活を続ける上での不安の解消などの効果が顕著にみてとれた。

度数	とてもそう思う	そう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	無回答
1. 私は、ピアサポーターに悩みや困りごとを話しやすくなった。	51.4	32.4	10.8	2.7	0.0	2.7
2. 私は、ピアサポーターから経験者ならではの気持ちに寄り添った言葉かけを受けられた。	54.1	29.7	13.5	0.0	0.0	2.7
3. 私は、将来の生活に希望を持ちやすくなった。	43.2	37.8	16.2	0.0	0.0	2.7
4. 私は、自分自身を肯定的に捉えやすくなった。	40.5	37.8	16.2	2.7	0.0	2.7
5. 私は、ピアサポーターの存在を身近なモデルとして捉えやすくなった。	48.6	27.0	18.9	2.7	0.0	2.7
6. 私は、自分の意思や希望を表明しやすくなった。	43.2	35.1	16.2	2.7	0.0	2.7
7. 私は、自分で選択・決定しようとする機会が増えた。	51.4	29.7	16.2	0.0	0.0	2.7
8. 私は、退院・退所、就労、地域生活などの目標に向けて意欲を持ちやすくなった。	48.6	21.6	21.6	0.0	0.0	8.1
9. 私は、具体的な生活像を描きやすくなった。	51.4	27.0	18.9	0.0	0.0	2.7
10. 私は、不安や孤独感が軽減された。	48.6	32.4	13.5	0.0	2.7	2.7
11. 私は、地域生活を安定して継続させやすくなった。	43.2	32.4	18.9	0.0	0.0	5.4
12. 私は、自分の障害特性や生活状況に合った福祉サービス等の活用方法を知り主体的に選ぶことができた。	48.6	40.5	8.1	0.0	0.0	2.7
13. 私は、福祉サービス等を安定して利用継続できた。	54.1	40.5	2.7	0.0	0.0	2.7
14. 私は、インフォーマルな資源の活用方法を知ることができた。	29.7	45.9	13.5	5.4	0.0	5.4
15. 私は、生活の知恵や工夫を知ることができた。	37.8	32.4	24.3	0.0	0.0	5.4
16. 私は、同様の経験があるピアサポーターの助言を求めるニーズに応えてもらえた。	29.7	48.6	18.9	0.0	0.0	2.7
17. 私は、専門職とコミュニケーションを取りやすくなった。	32.4	40.5	24.3	0.0	0.0	2.7
18. 私は、専門職への不信感がある場合でも、事業所職員が関係を築きやすくなった。	32.4	32.4	24.3	5.4	0.0	5.4
19. 私は、家族とのコミュニケーションを取りやすくなった。	27.0	24.3	37.8	8.1	0.0	2.7

出典：障害者ピアサポート研修事業における教材の開発及び研修カリキュラム等に係 る調査研究（令和８年度障害者総合福祉推進事業）

（参考）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和8年3月31日こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
　三　相談支援に関する基本的考え方
　　1　相談支援体制の充実・強化
　　(一)相談支援体制の構築と関係機関との連携
　　障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、相談支援体制の構築が不可欠である。その際、関係機関との連携により、障害種別にかかわらず対応できるようにすること、利用者と同じ目線で支援することが不安の解消に資する観点から、ピアサポートを行えるようにすることが重要である。

【論点7】災害時など多様なニーズへの対応について①

現状・課題

○　近年、特定相談支援事業者等に求められるニーズが多様化しており、特定相談支援事業者等がこれらのニーズに対応しやすい環境を整えていく必要がある。

○　令和8年熊本地震において、特に被害の大きかった八代圏域（八代市、氷川町）及び宇城圏域（宇城市、宇土市、美里町）においては、特定相談支援事業所等に従事する相談支援専門員が、計画相談支援等の利用者の安否確認や支援ニーズの把握を行い、必要な物資の提供や支援へのつなぎ等を行ったところ。計画相談支援・障害児相談支援の利用者への災害時における支援は、現行の集中支援加算（モニタリング対象月以外に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面談を行った場合）を算定できる場合もあるが、すべての支援が必ずしも報酬の対象とならないことに加え、災害時における諸対応について、新たな評価を行うべきとの声がある。

　また、今般、災害対策基本法等の改正により、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことを踏まえ、相談支援専門員が災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動に参画することが想定されるが、派遣期間の相談支援専門員の取扱いが明確ではない。

○　令和3年7月に発出した「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームのとりまとめ報告を踏まえた留意事項について（事務連絡）」において、ヤングケアラーがいる家庭に対する計画相談支援については、モニタリングを標準よりも短い期間で実施することが望ましいことや、ヤングケアラーが通学する教育機関等の担当者との面談等を行った場合に、医療・保育・教育機関等連携加算や集中支援加算が活用できることを示し、ヤングケアラーへの切れ目のない支援を推進してきたところ。

　一方で、相談支援の現場からは、近年、ワーキングケアラー等を含む幅広いケアラーへの支援のニーズが高まっており、ケアラーの健康状態や生活状況の把握、必要な支援機関へのつなぎ等の重要性が増している。

○　相談支援に係るICTの活用に関しては、令和6年度報酬改定において、離島や過疎地等の一定の条件下、対面で実施しなければならないモニタリング等の面接を、オンラインでも実施可能とした。

【論点7】災害時など多様なニーズへの対応について②

論　点

○　特定非常災害の場合、障害福祉サービスにおいては、「やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とする取扱い」（臨時的取扱い）により基本報酬を算定できる。一方で、現在の計画相談支援・障害児相談支援では、メールや電話、テレビ電話装置等での実施のほか、文書のやりとりで実施した場合に、基本報酬（モニタリング月）や加算（モニタリング月以外の月）が算定できるのみとなっており、支援頻度が増えることについての評価はない。

　令和8年熊本地震における支援実態と乖離があることが明らかになったことを踏まえ、その評価の在り方についてどのように考えるか。

　また、災害救助法において、「福祉サービスの提供」が追加されたことを踏まえ、相談支援専門員が災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動に参加するために、どのような方策が考えられるか。

○　ケアラー支援の重要性が高まる中、相談支援専門員によるケアラーの把握や関係機関との連携を促進するための方策についてどのように考えるか。特に、ヤングケアラーのいる世帯におけるモニタリングの在り方についてどのように考えるか。

　また、ヤングケアラーの支援等に活用可能な現行加算について、現場に落とし込みやすい仕組みとするために、どのような見直しや整理を行うべきか。

○　相談支援におけるICTの活用の在り方についてどのように考えるか。

【論点7】災害時など多様なニーズへの対応について③

検討の方向性

（特定非常災害時等における対応の評価について）

○　特定非常災害時等における計画相談支援・障害児相談支援の利用者への支援に対する評価を明確にするため、安否確認や支援ニーズの把握、物資の個別搬送や避難所などへのつなぎなどの支援を行った場合を新たに評価してはどうか。

（災害派遣福祉チームで活動した場合の相談支援専門員の取扱い）

○　災害救助法における位置付けを踏まえ、相談支援専門員が災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動に参画する場合に、派遣されている期間については代替職員を確保する必要がないこととする、また、通常業務のモニタリングの実施を派遣期間終了後に実施することも可能とするなど、柔軟な運用を認めることとしてはどうか。

（ケアラー支援に対する評価）

○　利用者等の障害特性、生活環境、家庭環境等などにより、短い期間でモニタリングを実施すべき例について、改めて指定基準の解釈通知等に明記してはどうか。

○　また、現行のヤングケアラーの支援に関する加算を分かりやすく整理するとともに、ケアラーへの支援を幅広く促進する観点から、相談支援専門員が面接等によりケアラーの健康状態、生活状況や支援ニーズ等の把握を行うとともに、適切な支援機関へつないだ場合について、新たに評価してはどうか。

（相談支援におけるICTの活用促進）

○　相談支援におけるICT活用については、利用者の居宅等への訪問による対面の面接を基本としながら、災害時や豪雪時など移動手段の確保が困難な場合には、オンラインでの面接を補完的に活用することを認めてはどうか。

（参考）災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要

内閣府

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

公布：令和７年６月４日
施行：公布日／令和７年７月１日

趣　旨

令和６年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

１）国による地方公共団体に対する支援体制の強化
２）司令塔として内閣府に「防災監」を設置
★災害対策基本法
★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

１）被災者に対する福祉的支援等の充実
★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。


車中泊への対応


高齢者等への対応

２）広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

３）「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。


炊き出し


被災家屋の片付け

４）防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

１）水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。


水道の復旧
（被災した浄水場）

２）宅地の耐震化（液状化対策）の推進
★災害対策基本法

３）まちの復興拠点整備のための都市計画の特例
★大規模災害復興法

（参考）災害救助法の適用を踏まえた被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法の適用を踏まえた被災した要援護障害者等への対応について
（令和８年７月28日事務連絡）

４．障害者等への相談支援の実施について

避難所等で生活する障害者等への相談支援の実施に当たっては、上記１の内容にも十分留意しつつ、市町村が相談支援事業者等と連携して行う障害者等についての安否確認等を踏まえ、その後の見守りや支援が実施されるように、計画相談支援事業を活用しつつ、必要となる訪問系サービス、日中活動系サービス、インフォーマルサービス等、具体的な支援措置につなげるようお願いします。

（１）サービス利用支援及び継続サービス利用支援について

避難所等における障害者等が障害福祉サービスを利用する場合に係るサービス利用支援や継続サービス利用支援については、計画相談支援給付費の支給対象となります。

（２）運営基準等の柔軟な取扱い

計画相談支援の事業の基準については、今般の災害に係る被災状況に鑑み、被災地の避難者の受入れを行っている事業者が形式的に基準等を満たさないことをもって、指導等を行うことのないよう柔軟に取り扱ってください。

例えば、モニタリングについて、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とするとともに、サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えありません。また、機能強化型サービス利用支援費及び機能強化型継続サービス利用支援費並びに主任相談支援専門員配置加算等の加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても、引き続き算定することが可能です。加えて、市町村が必要と認めた場合は、モニタリング実施月でない月に臨時のモニタリングを実施することが可能であり、当該臨時のモニタリングについては、取扱件数に含めないこととする取扱いが可能です。

（参考）障害児支援・家族支援の充実

○　養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る（①家族への相談援助等の充実　②預かりニーズへの対応）

①家族への相談援助等の充実

【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】　※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

○　**家庭連携加算**（居宅への訪問による相談援助）と**事業所内相談支援加算**（事業所内での相談援助）について、統合し、ｵﾝﾗｲﾝによる相談援助を含め、個別とｸﾞﾙｰﾌﾟでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

[現行]　《家庭連携加算》
居宅訪問　280単位（１時間未満187単位）／回（月４回まで）
《事業所内相談支援加算》
（Ⅰ）（個別相談）　100単位／回（月１回まで）
（Ⅱ）（グループ）　80単位／回（月１回まで）

➡

[改定後]　《家族支援加算》（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月４回まで）
（Ⅰ）個別の相談援助等　居宅訪問　300単位（１時間未満200単位）／回
施設等で対面　100単位／回
ｵﾝﾗｲﾝ 80単位／回
（Ⅱ）ｸﾞﾙｰﾌﾟでの相談援助等　施設等で対面 80単位／回
ｵﾝﾗｲﾝ 60単位／回

○　家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価**（子育てｻﾎﾟｰﾄ加算）**

新設《子育てｻﾎﾟｰﾄ加算》80単位／回（月４回まで）
※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

②預かりニーズへの対応

【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

[現行]

	障害児	重症心身障害児
延長１時間未満	61単位／日	128単位／日
同１時間以上２時間未満	92単位／日	192単位／日
同２時間以上	123単位／日	256単位／日

※営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員１名以上を配置）

➡

[改定後]

	障害児	重症心身障害児・医療的ｹｱ児
延長１時間以上２時間未満	92単位／日	192単位／日
同２時間以上	123単位／日	256単位／日
（延長30分以上１時間未満	61単位／日	128単位／日）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：５時間、放ﾃﾞｲ：平日３時間・学校休業日５時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員２名以上（うち１名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）
なお、延長30分以上１時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

（参考）ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告（概要）

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

令和3年5月17日

現状・課題

○ ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。

○ ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。

○ ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。

⇨ 福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

○ 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。

○ 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

○ 悩み相談支援

支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。

○ 関係機関連携支援

・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。

・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。

○ 教育現場への支援

スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。

○ 適切な福祉サービス等の運用の検討

家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配意するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。

○ 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援

幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

（参考）ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームのとりまとめ報告を踏まえた留意事項等について（令和3年7月12日事務連絡）

第２　ヤングケアラーがいる家庭に対する計画相談支援の実施について

１　基本事項

ヤングケアラーがいる家庭に対して計画相談支援を実施するに当たっては、ヤングケアラーが世帯におり、配慮が必要なこと等の利用者の個別性も踏まえたサービス等利用計画の作成や適切な頻度でのモニタリングの実施、これらに際しての医療・保育・教育等の関係機関との連携が重要であるため、これらの点に留意した計画相談支援の実施をお願いする。

特に、サービス担当者会議の開催に当たって、参加者にヤングケアラーである家族の通学する教育機関等の担当者を含めることや、当該教育機関等の主催する支援の方向性を検討する会議等に出席することなどによる連携を積極的に行うことをお願いする。

２　モニタリング期間の設定について

モニタリング期間については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号。以下「施行規則」という。）で実施標準期間を示しているところであるが、あくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて適切な頻度により設定することとしている（令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.2 問38）。

また、本人の特性、生活環境、家庭環境等により、標準より短い頻度で設定することが望ましい例を例示しており、その中には、複合的な課題を抱えた世帯に属する者等が含まれる（同上）。ヤングケアラーのいる世帯におけるモニタリング期間の設定については、これらを踏まえ、適切な期間の設定をお願いする。

３　算定可能な加算について

１、２の点を踏まえた計画相談支援の実施に際しては、事業者は以下の報酬を算定することが考えられる。ヤングケアラーがいる家庭に対して計画相談支援を実施した際には、加算の趣旨も踏まえて適切に算定されたい。

（１）医療・保育・教育機関等連携加算

本加算は、病院、企業、児童相談所、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関の職員等と面談を行い、利用者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に算定できるものである。

本加算の算定要件に係る面談には、ヤングケアラーである家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画を適切に作成するため、児童相談所等の児童福祉に係る専門機関、ヤングケアラーの通学する教育機関等の担当者等と面談を行った場合を含むものである。

（２）集中支援加算

本加算においては、予定されたモニタリング月以外の月に関係機関の主催する利用者の支援を検討する会議に参加した場合に算定できることとしている。

上記の会議への参加については、ヤングケアラーの状況等を踏まえた障害福祉サービス等の利用調整を円滑に行うため、ヤングケアラーの通う教育機関等の主催する会議へ参加する場合を含むものである。

なお、当該加算は頻回に算定されることは想定しておらず、頻回に算定される利用者については、支援の検証を行い、モニタリング期間を短縮することなどを検討することが必要である。

（参考）ICT等の活用

○ 相談支援の持続可能性を担保するとともに、デジタル化を推進するため、一定の要件の下、居宅等を訪問することを算定の要件としている加算の一部について、オンラインの活用による面接による場合も、加算の算定を可能とする。

新 オンラインの活用



利用者の居宅等を訪問して面接することが要件の加算について

○ 月１度は訪問して面接を行うことを要件として、
他の面接がオンラインで実施された場合も報酬の算定を可能とする。

❖ 基本報酬と月１回の訪問で算定可能な加算については対象外。

❖ 本人の意向確認を行い、訪問を希望する場合には、可能な限り訪問により対応すること。

❖ 離島等については、別途、一定の要件の下、基本報酬の算定についてもオンラインによる対応が可能。

加算名	オンラインによる対応が可能となる対象	単位数
初回加算	新規に計画作成を行った場合（この部分はオンラインによる加算算定不可） ［以下の場合はさらに重ねて算定可能］ サービス等利用計画案交付まで３ヶ月以上を要した場合であって、契約日から３ヶ月を超えた日以降、月２回以上訪問による面接（**月１回訪問した場合、残り１回はオンライン可**）を行った場合（３回分を限度）	(計画)300単位／月 (児)500単位／月
集中支援加算	基本報酬算定月以外の月に、月２回以上利用者の居宅等を訪問して面接（**月１回訪問した場合、残り１回はオンライン可**）を行った場合 ※算定要件のうち、会議主催、会議参加については令和３年度よりオンライン可	300単位／月
居宅介護支援事業所等連携加算 保育・教育等移行支援加算	利用者の介護保険への移行、進学、企業への就職等により障害福祉サービス・障害児通所支援の利用を終了するのに伴って計画相談支援・障害児相談支援の利用を終了する前後に、つなぎの支援として月２回以上の訪問による面接(**月１回訪問した場合、残り１回はオンライン可**)を行った場合。 ※算定要件のうち、会議参加については令和３年度よりオンライン可	300単位／月

（参考）離島や過疎地等における特例的取扱い等

報酬算定上の要件

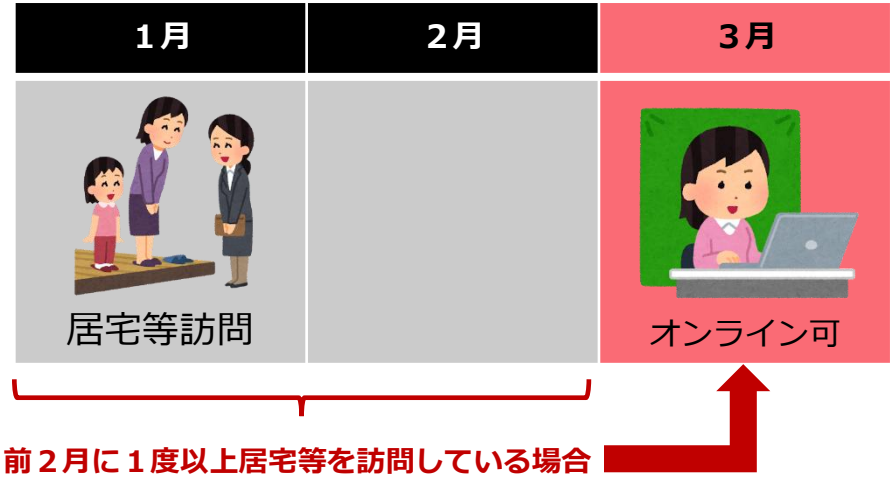
新 基本報酬の算定について

① 利用者の居宅等が特別地域に所在し、
② 訪問先への移動に片道概ね60分以上(※)を要する場合

⇒ 計画作成・モニタリングに際して基準上義務としている居宅等を訪問しての面接について、一部オンラインの利用を可能とする。
★居宅等の訪問に３ヵ月以上の間隔をあけることは不可。
★本人の意向確認を行い、訪問を希望する場合には、可能な限り訪問により対応すること。

（※）・公共交通機関等の運行頻度が少ないため、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合であっても60分以上の待機時間を要する交通機関を利用する場合には、算定可能。

・航空機を利用する必要が場合は、一定の距離があるものとする。



報酬上の評価



居宅等や事業所等を訪問しての面接等を評価する加算を算定する場合であって、訪問先等への移動時間に一定の要件を満たす場合、更に加算する。

加算名	内　　容	単位数
特別地域加算	中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合	＋15／100
新 遠隔地訪問支援加算	○下記①②に該当する場合、以下の加算算定１件につき１回加算する。 ・初回加算（追加算定部分のみ） ・入院時情報連携加算(Ⅰ) ・退院・退所加算 ・居宅介護事業所等連携加算 ・保育・教育等移行支援加算 ・医療・保育・教育機関等連携加算 ・集中支援加算 ①以下のいずれかの場合 (1) 利用者の居宅等が特別地域加算の対象区域に所在する場合 (2) 特別地域加算の対象区域に所在する関係機関を訪問する場合。 ②事業所から訪問先までの所要時間が概ね１時間以上の場合 ★いずれの場合も、居宅等や関係機関等の訪問に係る加算に限る。 ★月２回以上の訪問を要件としている場合、本則通り、１回はオンライン実施可能。	300単位／回

★居宅等や事業所等を訪問して面接等を行う加算は原則300単位であるところ、ベースとなる加算に遠隔地訪問支援加算の300単位を更に加算し、実質的に合計600単位が加算されることとなる。（訪問を伴わない加算やオンラインを活用した場合は算定不可。）

【論点8】相談支援専門員の実務経験要件等の見直しについて①

現状・課題

○　相談支援従事者の充足状況については、令和7年度障害福祉総合推進事業「障害福祉分野における相談支援の実態等に関する調査研究」によれば、「やや不足」及び「とても不足」と回答した割合の合計は、計画相談支援で33.1%、障害児相談支援で36.3%となっており、引き続き相談支援人材の確保が重要な課題となっている。

○　相談支援人材の確保を図る観点から、令和6年度から一定の要件を満たす場合には、「相談支援員」の配置が可能とされたところであるが、同調査研究によればその配置状況は低調である。

　一方で、相談支援員は社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受けることができる環境で従事している場合であっても、相談支援専門員の初任者養成研修の受講に必要な実務経験要件が、相談支援員でない者と同様であることから、当該要件の見直し（経験期間の短縮）を求める声がある。

○　また、相談支援専門員については、初任者研修修了の翌年度を初年度として5年ごとに現任研修を受講することとされており、現任研修の受講にあたっては、過去5年間に2年以上の「相談支援等の業務」の実務経験が必要とされている。（2回目以降の受講では、現に相談支援に従事していることでも受講可能となる。）

　このため、介護や育児休業中の者等については、これらの要件を満たすことが困難であるとの指摘があり、離職防止や円滑な復職の観点において課題がある。

○　さらに、更新時における実務経験の範囲については、児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援又は障害者総合支援法第5条第19項に規定する相談支援の業務「その他これらに準ずる業務」とされている。

　しかし、例えば、重度障害者等包括支援におけるサービス提供責任者については、相談支援専門員であることが要件とされているにもかかわらず、当該業務が実務経験の対象外とされているなどの課題が指摘されている。

○　また、「その他これらに準ずる業務」の範囲については明確な整理が十分されているとは言えず、自治体ごとの判断に差異が生じている実態があるとの指摘がある。

【論点8】相談支援専門員の実務経験要件等の見直しについて②

論　点

○　相談支援員の配置が導入されたことを踏まえ、相談支援専門員への円滑な移行を促進する観点から、相談支援員における初任者養成研修の受講に係る実務経験の在り方についてどのように考えるか。

○　相談支援専門員の現任研修の受講要件について、離職防止や円滑な復職等の観点を踏まえ、資格の維持と実務要件の関係の整理など、必要な対応についてどのように考えるか。

○　相談支援専門員の更新時における実務経験の範囲については、「児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援又は障害者総合支援法第5条第19項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務」とされており、この「その他これらに準ずる業務」を明確化することとしてはどうか。

検討の方向性

○　相談支援員から相談支援専門員への円滑な移行を促進するため、現在、「相談支援の業務」に従事している期間が5年以上あることで、相談支援専門員の初任者養成研修の受講に係る実務経験要件を満たすことができるが、相談支援員は主任相談支援専門員の助言や指導の下、サービス等利用計画案の作成やモニタリングの実施が可能であり、より実践的な実務を積んでいるため、実務経験要件を「5年以上」から「2年以上」に緩和してはどうか。

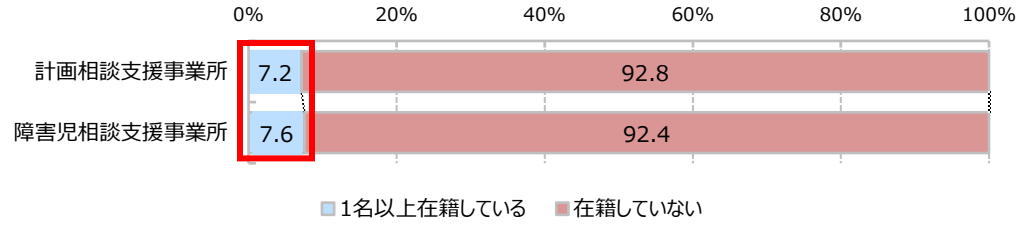
○　相談支援専門員の現任研修の受講要件（過去5年間に2年以上の「相談支援等の業務」の実務経験が必要）について、離職防止や円滑な復職のため、介護や育児等により一時的に相談支援業務から離れた場合における特例的な取扱い（実務経験要件の柔軟化や受講猶予等）を導入してはどうか。

○　相談支援専門員の現任研修を受講するにあたり、満たす必要がある実務経験の範囲について、「その他これらに準ずる業務」に、重度障害者等包括支援におけるサービス提供責任者の業務、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、高次脳機能障害支援センター、障害者就業・生活支援センター、女性相談支援センター等における業務も該当することを明確化してはどうか。

（参考）相談支援員の配置

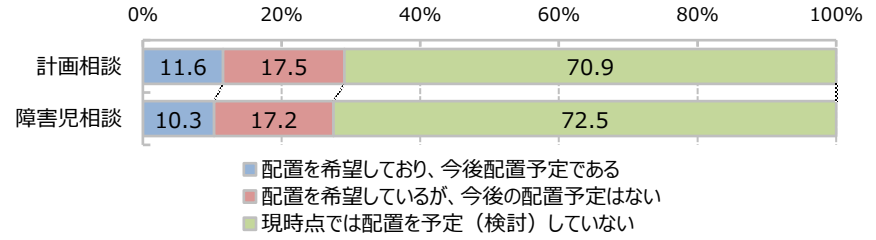
- 相談支援員を1名以上配置している事業所は、計画相談の7.2%、障害児相談の7.6%であった。
- 相談支援員の配置による効果・メリットは「将来的な相談支援専門員の人材確保」（計画相談48.9%、障害児相談52.0%）、「役割分担により業務を効率的に実施」（計画相談42.6%、障害児相談52.0%）、「対応できるケース人数が増えた」（計画相談38.8%、障害児相談60.0%）などであった。
- 相談支援員の「配置を希望しており、今後配置予定」は計画相談11.6%、障害児相談10.3%、「配置を希望しているが今後の配置予定はない」が計画相談で17.5%、障害児相談で17.2%あった。事業所の約3割が配置を希望しているが、うち半数以上は配置の予定が立っていない状況にある。
- 配置を希望しているが配置予定がない理由としては、「要件を満たす人材がいないこと」、「配置による経済的見通しが立たないこと」、「求人しても応募がないこと」などであった。

相談支援員の在籍有無



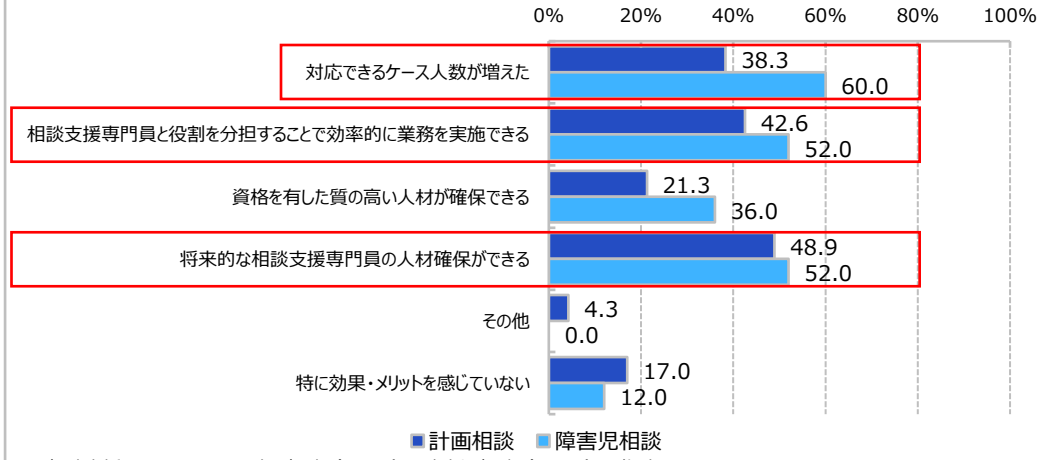
※調査では事業所に所属している相談支援員の実人数を回答

相談支援員の今後の配置希望および配置予定（単一回答）



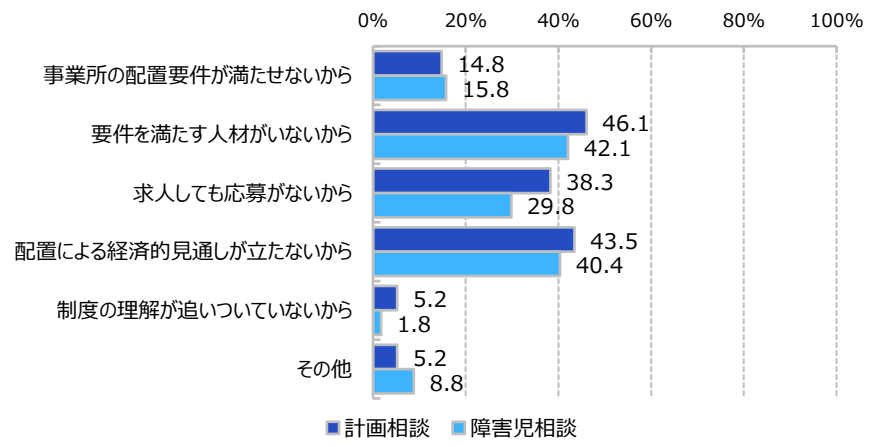
※既に配置している場合は、増員の希望・予定について回答

相談支援員の配置による効果・メリット（複数回答）



※相談支援員を配置している計画相談（n=47）、障害児相談（n=25）で集計

相談支援員の今後の配置予定がない理由（複数回答）



※配置を希望しているが、今後の配置予定はない計画相談（n=115）、障害児相談（n=57）で集計

出典：障害福祉分野における相談支援の実態等に関する調査研究報告書（令和7年度障害者総合福祉推進事業）

（参考）相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

○　意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**

○　実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※１)**を追加。（※経過措置： 旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）

○　さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設**(H30年度創設、H31年度～養成開始) 。

専門コース別研修（任意研修）
※今後カリキュラム改定や一部必須化及び主任研修受講の要件化について検討

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験
（３～１０年）

＋

研修修了

初任者研修
【42.5h】

講義・演習
・実習

相談支援専門員としての配置要件

●指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（令和元・九・一〇厚労告一一三）
●指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・三〇厚労告二二七）
●指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・三〇厚労告二二五）

告示

相談支援専門員として配置可

●指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二七）
●指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二八）
●指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二九）

（従業者）
一般（特定・障害児）相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置かなければならない。

基準省令

**相談支援専門員
配置要件の更新**

５年毎に現任研修を修了
【現任研修受講に係る実務経験要件※１】

相談支援従事者現任研修
【24h】 講義・演習

＋ ３年以上の実務経験

主任相談支援専門員研修
【 30h 】 講義・演習

※主任研修を修了した場合、
現任研修を修了したものとみなす。

引き続き相談支援専門員として配置可

主任相談支援専門員として配置可

※１ 現任研修受講に係る実務経験要件

① 過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験がある。
② 現に相談支援業務に従事している。

ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

（参考）相談支援専門員の実務経験要件

業務の範囲		相談支援専門員	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※１	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等※２を有する者 （4）施設等における相談支援業務に従事した期間が１年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者	
	②介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者	
	③有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 （3）保育士 （4）児童指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※２による業務に５年以上従事している者	3年以上

※１ 平成１８年１０月１日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成１８年９月３０日までの間の期間が通算して３年以上

※２ 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理師の資格をいう。

（参考）指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月31日厚生労働省告示227号）

指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第227号)

二　次のイからホまでのいずれかに該当する者であって、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者(相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十九項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務(以下「相談支援等の業務」という。)に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。)に対して行う研修であって、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)又は主任相談支援専門員研修(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号)の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「現任研修等修了者」という。)であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であって、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ　相談支援従事者初任者研修(都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であって、別表第二に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ロ　令和二年四月一日前に、都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であって、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示(令和元年厚生労働省告示第百十三号)による改正前の指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの別表第二に定める内容以上のものを修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。)

ハ　平成二十四年四月一日前に、都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等の　サービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であって、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件(平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号)による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。)の別表第二に定める内容以上のものを修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。)

ニ　平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行った相談支援の業務に関する研修(旧告示の別表第二に定める内容以上のものに限る。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。)

ホ　平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)の市長が行った相談支援の業務に関する研修(旧告示の別表第二に定める科目(障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除く。)に関する同表に定める内容以上の研修に限る。)を修了し、かつ平成二十四年四月一日前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。)

（参考）相談支援員の創設

○ 相談支援に従事する人材を確保し、段階的に育成してゆくため、一定の要件の下、相談支援専門員になる前の段階から障害分野における相談支援に従事できるよう、相談支援員が配置できる仕組みを創設する。

新 相談支援員の要件等

【事業所の要件】

（研修ではなく）
OJTで育成・質の担保

① 機能強化型基本報酬を算定
② 主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制を確保
（事業所に主任相談支援専門員が配置されていることが原則）

【相談支援員の要件】

ソーシャルワーク専門職である国家資格により基盤となる知識・技術等を担保

① 社会福祉士又は精神保健福祉士である者
② 常勤専従(※)で配置
(※) 業務及び育成に支障がないと市町村が認める範囲で兼務可

【相談支援員が可能な業務の範囲】

① サービス等利用計画の原案の作成
・サービス担当者会議、サービス等利用計画の作成は相談支援専門員でなければできない。
★ただし、相談支援専門員の指導の下、同席することを推奨（トレーニングをすることは可能）

② モニタリング

※加算の算定も可
（体制加算を除く）



【機能強化型報酬算定の際の件数の取扱い方法】

○ 0.5人として員数に繰り入れ可能。



【その他】

○ 相談支援従事者養成研修（初任者研修）は実務経験要件を満たしてから受講すること。

【相談支援専門員の実務経験要件等の改正】

「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚労告第227号）」を改正（※）

○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、介護保険法の居宅介護支援事業・介護予防支援事業を明示的に規定（告示に追加）。

○ 基幹相談支援センター、障害者相談支援事業を明示的に示す（留意事項通知に記載）。

○ 国家資格者に公認心理師を規定（告示に追加）。

（※）指定障害児相談支援、指定一般相談支援も同。

※その他、相談支援専門員・相談支援員が兼務できる範囲を解釈通知に明示。

関係団体ヒアリングにおける主な意見①　計画相談支援

No	意見等の内容	団体名
1	現行の基本報酬では相談支援専門員1人当たりの望ましい担当上限を大幅に超えて担当しなければ損益分岐点を超えない構造となっており、健全な経営が物理的に不可能となっているため、現行の担当標準件数による基本報酬の水準でも、相談支援事業所が単独で採算を確保できるよう抜本的な引き上げをお願いする。	一般社団法人全国介護事業者連盟
2	地域のニーズとサービスの供給とのギャップを国として把握をしながら計画相談の配置基準や報酬を見直し、医療的ケア、行動障害、家族への支援など質の高い相談支援を確保してもらいたい。	公益社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
3	地域生活の支援や障害者の重度化・高齢化への対応はサービス等利用計画通りの給付が認められることが重要でである。利用計画を作成する相談支援事業所が独立して運営できる体制強化が必要であるとともに、現状の計画書・モニタリングに係る費用は低額で単価の見直しと相談支援専門員の評価を上げる仕組みが求められる。相談支援専門員のスキルを上げるための研修内容と受講機会の充実が必要と考える。	公益社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
4	医療的ケアに対応可能な生活介護、短期入所（ショートステイ）、訪問系サービスが絶対的に不足している。 地方（中山間地域）では事業所自体がなく長距離送迎が常態化（送迎エリア縮小による利用断りも発生）している一方、都市部でも需要と供給のバランスが崩れ、行き場がない。 また、相談支援専門員の報酬が低すぎるために1人で50件以上を抱える事例もあり、モニタリングが流れ作業化し、利用者の本質的なニーズ（重心対応、レスパイト等）を汲み上げられていない。 さらに、「18歳の壁（児から者への移行期）」において支援先や相談体制が分断される深刻な課題がある。 そのため、行政が主体となった地域ニーズのデータ化・可視化と計画的整備、相談支援専門員の報酬引き上げと機能強化、多機能型事業所（児者切れ目ない支援）への報酬引き上げが必要。	一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会
5	・障害福祉サービスの総費用に占める「計画相談支援」の割合は538億円で構成比で1.3%に過ぎない。近年の物価高騰や他産業での賃上げが進む中で、予算規模と実務、その役割からみても極めて過小評価された事業費と言わざるを得ない。 ・相談支援事業所を安定的に運営するための相談支援専門員の確保が難しい事業所が増えており、待遇の改善や業務の効率化を図るための抜本的な見直しが必要である。 ・多くの相談支援事業所では職員の処遇改善助成も少なく、「計画相談支援」の報酬が提供しているサービスに見合っていないことから人材確保が難しく経営が不安定な事業所もあり、地域によっては事業所の閉鎖や撤退が散見される。 ・利用者の個別ニーズに応じて適切な事業所につなぐための相談支援専門員が決定的に不足している。	一般社団法人全国精神障害者福祉事業者協会

関係団体ヒアリングにおける主な意見②　計画相談支援

No	意見等の内容	団体名
6	相談支援専門員の不足により、障害福祉制度・医療保険・介護保険などとの連携で空白が生じる。ALSなどの進行性の難病では、医療・在宅療養・家族支援・災害時対応などの支援を横断し、かつ継続的な調整が不可欠である。介護支援専門員等が障害福祉の計画相談支援を実質的に補完する場合、制度横断の評価・加算を検討することを求める。	一般社団法人日本ＡＬＳ協会
7	丁寧な相談支援を行うと作成件数が増えず、上限件数の半数に満たない相談支援専門員が4割を占める（本会調べ）ため、多くの事業所が計画相談単独では支出超過となっており、撤退する事業所も増加している。 また計画相談事業所は小規模であることが多いため、上位の機能強化型が取得しづらく、連携による場合であっても連携先の確保が困難な場合や要件が難しく連携に至らない場合がある。 新たに処遇改善の対象になったが、これまで法人の持ち出しで処遇改善を行ってきた事業所が多い中、今回の臨時改定の加算率が他サービスの本年度の増加分のみとなっている。 ＩＣＴの活用など相談支援業務全般の効率化を前提として月当たり20件程度の計画作成・モニタリング数を基本とした報酬設定とすべきである。また、配置職員数を根拠とする単価設定の在り方を再考すべき。 連携にて機能強化型を算定する際の要件について緩和し、処遇改善加算については、他サービス同様の累積の処遇改善率とすべきである。	公益財団法人日本知的障害者福祉協会
8	復職支援（リワーク）における福祉サービスの補完性を確保し、復職の就職実績計上を適正化すべきである 相談支援専門員のサービス等利用計画書に、地域の医療リワーク等への照会記録（照会先・時期・方法・回答）の記載を、補完性要件の確認事項として求める。 中立であるべき専門員のプロセスを実質化し、照会の有無という外形的事実で確認することで、集客側の利害から距離を置く。 復職支援を経た復職を就労移行支援の就職実績・就労定着者として計上する際、新規就職より低い係数（例：3分の1）で評価する。復職支援型の利用歴という観測可能な区分で機械的に適用でき、個別判定の強化に依存しない。	公益社団法人日本精神神経科診療所協会

関係団体ヒアリングにおける主な意見③　計画相談支援

No	意見等の内容	団体名
9	障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会が有機的に連携し、地域全体の支援体制を構築していく必要がある。そのためには、次の３つの取組を一体的に進めることが重要である。 １　基幹相談支援センターの地域づくり機能の強化 基幹相談支援センターについては、中核的な機能である、「地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援」、「協議会の運営への関与を通じた地域づくり」を担う体制強化。 ２　地域生活支援拠点等拠点コーディネーターの配置促進 地域生活支援拠点等機能強化加算を活用し、相談支援事業所等において拠点コーディネーターを配置できる体制整備。 ３　複数相談支援事業所協働型の整備 地域全体の相談支援体制の確保、人材育成及び地域課題への対応を進めるため、複数の指定特定相談支援事業者等による一体的管理運営（複数事業所協働型）の整備推進。 市町村の一般的な相談支援（委託相談）は、本来、計画相談等の対象とならない人への支援を担うものであるが、実際には委託相談と計画相談を組み合わせた支援が行われている場合がある。 今後は、地域定着支援を積極的に活用することにより、地域生活を支える継続的かつ個別性の高い支援を充実させる必要がある。 例えば、相談支援専門員を複数配置している相談支援事業所において、一定数（20件以上）の地域定着支援を実施することにより、平時から利用者との関係性を構築し、地域生活を支える体制を強化することが可能となる。 地域定着支援の拡充は、「地域生活支援拠点等における緊急時対応を支える平時支援の強化」「地域移行後の継続的なフォローの充実」「地域全体の相談支援体制の強化」につながる。 また、地域生活支援拠点等機能強化加算の運用に当たっては、地域定着支援の実績を評価要素の一つとして位置付けることにより、拠点コーディネーターの配置促進を図ることができる。 そのため、地域定着支援は単なる個別支援ではなく、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会による地域支援システムを構築し機能させるための動力として位置付け、重点的に評価する必要がある。	一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク

関係団体ヒアリングにおける主な意見④　計画相談支援

No	意見等の内容	団体名
10	・地域障害福祉構想の構築 現状、障害福祉サービス等において、供給体制が需要を発生させている状況は否定できないため、地域の需要を精緻に把握し、過不足のないサービスが提供できる体制の構築が求められる。 2040年のあるべき提供体制の構築へ向けて、「地域障害福祉構想」を早急に議論し、地域のニーズに応じた提供体制を構築すべきである。 需要の推計にあたっては、現状投影に加えて、政策の方向性、あるいは将来の人口推計や障害福祉DB・障害SCRを用いた直近の状況を勘案し、2040年に向けて、随時、需要に応じたサービス提供体制も見直していく必要がある。	公益社団法人日本医師会
11	・質の高い相談支援の推進 質の高い相談支援を推進するために、機能強化型サービス利用支援費について、相談支援専門員の複数配置要件等のストラクチャー要件に加えて、重度者への対応や医療・介護との連携等のプロセス要件を導入し、充実・強化する見直しも検討課題である。	公益社団法人日本医師会
12	・「居宅療養管理指導」及び「ケアマネジメント支援加算」の新設 令和６年度の障害福祉サービス等報酬改定では、「医療と福祉の連携」も掲げられたところであるが、主治医や医療機関と相談支援専門員との連携は必ずしも緊密でないケースもあり、さらなる連携強化が求められる。 具体的には、介護報酬に準じて、通院が困難な障害児・者に対し、自立した日常生活を営めるよう、医師による療養上の指導・管理を行う「居宅療養管理指導」の新設を要望する。「居宅療養管理指導」では、療養上の指導・管理を行う際に医師から相談支援専門員に対し、サービス等利用計画の作成に必要な情報提供等を行うことを要件とするものである。 また、地域生活の定着を推進するためには、在宅の主治医と相談支援専門員の連携強化を図る必要があり、急変時における医師からの助言や情報提供を評価する「ケアマネジメント支援加算」の新設も要望する。	公益社団法人日本医師会
13	人生を伴走する相談体制の不足 医療的ケア児支援コーディネーターや相談支援専門員が不足。特にセルフプラン（自ら計画を立てる）世帯では、ライフステージの変化（卒業、年金、医療移行など）の際に誰に相談すべきか孤立している。 対応策としては、医療的ケア児支援コーディネーターや相談支援専門員のスキルアップ、学校・児童相談所・保健所・行政が連携した保護者向け説明・相談機会の義務化等を検討する必要がある。	公益社団法人日本重症心身障害福祉協会

関係団体ヒアリングにおける主な意見⑤　計画相談支援

No	意見等の内容	団体名
14	計画作成プロセス評価および居宅訪問時の訪問負担緩和と移動コスト評価 （１）計画相談におけるサービス等利用計画作成にあたり、「保留・計画不支給時における評価」の新設 （２）サービス管理責任者等による、「セルフプラン作成時の補助・支援に対する評価」の新設 （３）モニタリング時の居宅訪問要件の緩和 （４）移動を伴うサービス全般における過疎地・遠隔地への移動コストについて、実態に即した内容への現行の評価体系の見直し	公益社団法人日本精神科病院協会
15	親亡き後に長期入院や施設待機になると費用は膨大になるが、短期入所や重度訪問介護、グループホームを組み合わせて「地域生活を維持」できれば、結果として社会保障費の抑制に繋がるため、以下２点の加算を要望する。 〇地域生活維持加算の創設 本人が住みたい地域で、既存サービス（重訪・短期入所等）を組み合わせて生活を継続できている状態そのものを高く評価いただきたい。 〇相談支援（コーディネーター）へのマネジメント加算 地域全体で困難事例を支える体制を構築したコーディネーターを評価いただきたい。	全国医療的ケアライン
16	障害福祉サービス等の総費用額が増加する中、将来的な支援量の増大を抑制するためには、重度化予防、二次障害予防、就労継続、地域生活の維持が必要。そのため、生活機能・活動・参加の評価に基づく支援、適切なサービスの選択、中長期的なアウトカムを踏まえた評価体系を整備し、限られた財源を効果的な支援に重点化することが重要。	リハビリテーション専門職団体協議会
17	本人の意思を中心とした選択支援と質評価の構築 障害福祉サービスの持続可能性を高めるためには、利用人数や就職件数等の量的評価を中心とした制度から、本人の希望や強み、生活の実現を支える支援の質や成果を評価する制度への転換が必要である。 そのため、「本人の希望の実現」「就労定着」「地域生活の継続」「生活面の改善」 「医療・福祉・雇用の連携」「家族支援」 「支援頻度の高い利用者への対応」 などを評価できる仕組みの検討を提案する。また、相談支援専門員、就労選択支援事業所、就労系障害福祉サービス事業所等が連携し、本人の意思決定を支える仕組みを強化するとともに、セルフプランの解消に向けた取組についても推進いただきたい。	特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク
18	計画相談に対する意見 ・他制度との連携強化、経営状況の改善のため、「基本相談」に対する評価を行うこと。 ・利用者本位を尊重しつつも、セルフプランの件数を減らす工夫を検討すること。	特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会

関係団体ヒアリングにおける主な意見⑥　計画相談支援

No	意見等の内容	団体名
19	相談支援事業所による事務局機能加算（100単位／月）の創設 ・協働型の事務局機能を担う事業所を評価 ・協働型の要件において機能強化型Ⅳを適用対象外とし、事業所の規模拡大や機能強化型Ⅲ以上への移行を促進。	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
20	モニタリング時の訪問のあり方・要件の見直し 居宅等への訪問が著しく困難な場合は、以下の方法を選択又は組み合わせて実施できることを明確化する。 ・サービス提供事業所での状況確認 ・関係機関からの情報収集 ・サービス担当者会議等の活用 この場合、居宅等への訪問が困難であった理由、実施した方法、把握した内容並びにその評価及び見直しの内容を記録しなければならないとする。	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
21	サービス提供時モニタリング加算の拡充 サービス提供事業所における支援状況の直接確認に伴う時間的・人的負担に対する評価が不十分のため、拡充を求める。 　サービス提供時モニタリング加算　100単位　→　200単位	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
22	触法ケース対応加算の創設 触法・累犯障害者に対して、サービス等利用計画作成やモニタリング時に評価がないため、「触法等支援加算（500単位/回）」を創設いただきたい。 対象者は、「地域生活移行個別支援特別加算」又は「社会生活支援特別加算」を算定している利用者。算定期間は地域生活移行後一定期間（例：3年間）。	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
23	精神障害者支援体制加算Ⅰの要件緩和 ・医療機関又は訪問看護事業所に求める特定加算の算定要件を廃止する。 ・または「精神科医療機関又は訪問看護事業所との継続的な連携体制の確保」などの実態要件へ見直す。	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
24	AIを活用したケアマネジメント研究とガイドラインの整備 ・AIを活用したアセスメント・モニタリング支援等に関する研究を推進 ・AI活用ガイドラインを整備 ・AI活用に関する研修・普及啓発を推進	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会

関係団体ヒアリングにおける主な意見⑦　計画相談支援

No	意見等の内容	団体名
25	インフォーマル資源活用の推進 ・週間計画書に、インフォーマル資源の活用により期待される効果を記載することを明確化。 ・研究事業等により、インフォーマル資源活用の効果や適切な活用方法を検証する。 ・法定研修（初任・現任）において、インフォーマル資源活用の意義および実践方法を位置付け、体系的に取り扱う。	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
26	機能強化型Ⅰの上位類型の創設 ・現行の機能強化型Ⅰは4名以上の配置を評価しているが、5名以上の体制強化を評価する仕組みがない。 ・常勤換算5名以上を評価する上位類型を設け、基本報酬を上乗せして評価する。	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
27	機能強化型Ⅰ・Ⅱにおける24時間連絡体制の要件の明確化 ・「24時間連絡体制」の対応範囲や運用方法を通知・Q&A等で明確化する。 ・地域定着支援や地域生活支援拠点等との役割分担を整理し、相談支援事業所が担う役割を明確化する。 ・クライシスプラン等をサービス等利用計画に位置付け、平時からの備えを推進する。	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会

関係団体ヒアリングにおける主な意見⑧　障害児相談支援

No	意見等の内容	団体名
1	・障害児相談支援は、サービス利用を前提とした計画作成業務に偏重しており、家族の孤立、虐待リスク、不登校、愛着形成の課題、貧困等の複合的課題に対する伴走型支援機能が十分とは言えない。 ・また、こども期に必要な支援が「サービス調整」に限定されやすく、予防的・包括的な家族支援や、地域とのつながりを支える機能が十分に発揮されていない。 ・このため、障害児相談支援については、単なるサービス調整機能にとどまらず、こどもの育ちと家族の暮らしを地域全体で支える伴走型・予防型の地域支援機能へ再構築していく必要がある。 ・その際、こども家庭センター、保育所、学校、社会的養護施設等との連携を推進するとともに、家族全体をアセスメントし、継続的な伴走支援を担う専門職として、こども家庭SWの配置を推進することが望ましい。 ・さらに、現在、児童発達支援センター等に配置されている中核機能を担う職員についても、こども家庭SWの専門性を評価すべきである。	一般社団法人社会的養育地域支援ネットワーク
2	人生を伴走する相談体制の不足 　医療的ケア児支援コーディネーターや相談支援専門員が不足。特にセルフプラン（自ら計画を立てる）世帯では、ライフステージの変化（卒業、年金、医療移行など）の際に誰に相談すべきか孤立している。 　対応策としては、医療的ケア児支援コーディネーターや相談支援専門員のスキルアップ、学校・児童相談所・保健所・行政が連携した保護者向け説明・相談機会の義務化等を検討する必要がある。	公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
3	障害児相談支援の強化 ①障害児相談支援コーディネーター（仮称）の創設 児童発達支援センターとの連携調整や相談支援事業所への専門的助言・後方支援を通じて、障害児相談支援の質の向上と担い手の確保を図り、「のぞまないセルフプラン」の解消につなげる。基幹相談支援センターへの配置を推奨。 ②児童発達支援センターの相談支援体制整備への参画 児童発達支援センターを地域の障害児相談支援体制整備の構成主体として明確に位置づけ、相談支援事業所に対する助言、技術的支援、連携支援を担う役割を法令・指針等に明記する。	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会